

長者屋敷遺跡  
峯城跡・中富田西浦遺跡

1996. 3

三重県埋蔵文化財センター

## 序 文

県下のは場整備率は数年前に70%を越え、農業基盤整備事業は、農地整備から農村環境の総合整備へと重心を移しつつあります。その中で、埋蔵文化財の発掘調査原因も以前に増して多岐にわたるようになるとともに、は場整備実施の折りには協議の末保存されることになった遺跡でも、新たな事業によって調査対象として再浮上してくるという事例も増加してきています。

また、不況対策として大規模な公共投資が行われているため、埋蔵文化財の発掘調査が必要となる事業が年度途中に動き出し、その対応に苦慮するという事態にも直面するようになってきています。

このように、埋蔵文化財を取り巻く環境は複雑になり、年々厳しさを増してきています。私たちの社会生活を向上させるためには、各種の公共事業もまた重要であることはいうまでもありません。しかし、そのために文化財保護法の「貴重な国民的財産」である文化財がおろそかに扱われることがあってはならないのです。

本年度も関係機関と保存協議を重ねたうえで、工法上どうしても破壊が避けられないところに限り発掘調査を実施いたしました。農林水産部関係の事業にかかる発掘調査だけでも20遺跡近くになります。

調査後やむをえず破壊されたこれらの遺跡について、わたくしどもに課せられた重要な責務の一つとして、発掘調査で得られた膨大な記録を整理し、報告書という目に見える形で公開するということがあります。今回刊行することとなりました農業基盤整備事業関係の一連の報告書が、歴史と文化に対する理解の深まりの一助になることを期待してやみません。

なお、文化財保護法の精神を尊重され、協議から発掘調査に至るまで多大のご理解とご協力をいただいた県農林水産部の各関係機関の方々、また、現地での調査にあたってご助力をいただいた各土地改良区、各市町村教育委員会をはじめ地元の方々にたいして、文末となりましたがここに心からのお礼を申し上げる次第でございます。

平成8年（1996）年3月

三重県埋蔵文化財センター

所長 川村政敬

## 例　　言

1 本書は、下記の遺跡の発掘調査報告書である。なお、平成7年度農業基盤整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査全体の調査経過および協議遺跡一覧を前言として記載した。

長者屋敷遺跡　　鈴鹿市広瀬町字仲土居・亀山市能褒野町字仲土居  
峯城跡八幡地区　　亀山市川崎町柴崎字八幡  
中畠田西浦遺跡　　鈴鹿市中畠田町字西浦

2 本書は、平成7年度農業基盤整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書の第1分冊である。

3 調査にかかる費用は、その一部を国庫補助金を受け三重県教育委員会が、他を三重県農林水産部と地元市町村が負担した。

4 調査および整理の体制は下記による。

調査主体　　三重県教育委員会  
調査担当　　三重県埋蔵文化財センター　調査第一課  
整理担当　　三重県埋蔵文化財センター　調査第一課・管理指導課

5 調査にあたっては、三重県農林水産部農地整備課、同部農振興課、各農林水産事務所、各土地改良区および地元の方々、各市町村教育委員会に協力をいただいた。

6 各遺跡の報文執筆は基本的に現地調査担当者があたり、その名を日次および文末に明記した。

7 本書の方位は、真北を用いた。なお、磁針方位は、長者屋敷遺跡・峯城跡八幡地区では西偏6度30分（平成元年、国土地理院）、中畠田西浦遺跡では西偏6度40分（平成6年、国土地理院）である。

8 本書で用いた遺構表示記号は、下記の通りである。

S K = 土坑　　S D = 溝

9 本書で報告した記録類や出土遺物は、三重県埋蔵文化財センターで保管している。

10. スキャニングによるデーター取り込みのため若干のひずみが生じています。  
各図の縮尺率は、スケールバーを参照ください。

# 本文目次

I. 前　　言	（前川嘉宏）	1
II. 長者屋敷遺跡	（宇河雅之）	7
1.はじめに		7
2.位置と環境		9
3.層序		12
4.遺構		13
5.遺物		20
6.結語		24
III. 峰城跡	（木野本和之）	40
1.はじめに		40
2.遺構と遺物		43
3.結語		43
IV. 中富田西浦遺跡	（船越重伸）	48

# 写真図版目次

II. 鈴鹿市 長者屋敷遺跡	S D14 (東から)
写真図版 1 極東米軍撮影航空写真 (垂直写真)	写真図版 6 S D14・17 遺構検出状況 (東から)
写真図版 2 第2調査区全景 (西から)	S D14・17 (東上空から)
S D2と金蔵 (西から)	S D14瓦出土状況 (西から)
S D1 (南から)	写真図版 7 S D14土層断面 (西から)
S D2 土層断面 (北から)	S D15北壁土層断面 (西から)
S D1 土層断面 (南から)	写真図版 8 第6調査区全景 (北から)
写真図版 3 第3調査区全景 (北から)	S D4・5・6 (南から)
S D11・19 (北から)	第6調査区全景 (南から)
S D11と金蔵 (西から)	写真図版 9 S D9 土層断面 (東から)
第4調査区西側 (東から)	S D10 (東から)
写真図版 4 第4調査区東側 (東から)	写真図版 10 出土遺物
S D12 (南から)	
第5調査区全景	III. 亀山市 峰城跡
と残存土壘a (西から)	写真図版 11 調査前風景 (垂直写真)
第5調査区全景 (西から)	調査前風景 (東上空から)
写真図版 5 S D15・16 遺構検出状況 (西から)	写真図版 12 調査後風景 (西から)
S D15土層断面 (南東から)	調査後風景 (北から)
S D15・16 (東上空から)	

## 挿図目次

### I. 前言

第1図 平成7年度本調査遺跡位置図

### II. 鈴鹿市 長者屋敷遺跡

第2図 遺跡位置図 (1:50,000)

第3図 遺跡地形図 (1:5,000)

第4図 調査区位置図 (1:2,5000)

第5図 第2調査区遺構実測図 (1:200)

第6図 S D 1 ~ 3 土層断面実測図 (1:40)

第7図 第3調査区遺構実測図 (1:200)

第8図 S D 11 ~ 19 土層断面実測図 (1:40)

第9図 第4調査区遺構実測図 (1:200)

第10図 S D 12 ~ 13 ~ 18 土層断面実測図 (1:40)

第11図 第5調査区遺構実測図 (1:100) 及び  
土層断面実測図 (1:50)

第12図 S D 14 ~ 15 土層断面実測図 (1:40)

第13図 S D 14瓦出土状況図 (1:20)

第14図 第6調査区遺構実測図 (1:200)

第15図 第6調査区溝土層断面実測図 (1:40)

S D 5 ~ 6 ~ 9 ~ 10 ~ 14、及び SK 7

第16図 出土遺物実測図・丸瓦 (1:6)

第17図 出土遺物実測図・平瓦 (1:6)

第18図 押印拓影 (1:1)

第19図 遺構配置図  
及び方格地割想定図 (1:2,500)

第20図 方格地割想定図 (1:5,000)

### III. 亀山市 峯城跡

第21図 遺跡及び周辺の城館位置図 (1:25,000)

第22図 遺跡地形図 (1:5,000)

第23図 調査区地形図 (1:1,000)

第24図 調査後測量図 (1:200)

第25図 峰城跡  
遺跡範囲に存在する遺構群 (1:2,500)

### IV. 鈴鹿市 中富田西浦遺跡

第26図 遺跡位置図 (1:25,000)

第27図 調査区位置図 (1:2,000)

## 表 目 次

### I. 前言

第1-1表 平成7年度農林水産部関係開発事業

地内遺跡一覧(1)

第1-2表 平成7年度農林水産部関係開発事業

地内遺跡一覧(2)

第1-3表 平成7年度農林水産部関係開発事業

地内遺跡一覧(3)

第2表 平成7年度本調査遺跡一覧

### II. 長者屋敷遺跡

第3表 溝分類表

### III. 亀山市 峰城跡

第4表 周辺の中世城館一覧

# I. 前　　言

## 1. 事業照会と回答

三重県教育委員会では、県の開発関係各課に対して、例年夏に翌年度の各種公共事業計画について事業照会を行い、開発事業地域内における埋蔵文化財の確認とその保護に努めている。

平成7年度各種公共事業計画については、平成6年9月に事業照会が行われた。

農林水産部関係については、農村整備課、耕地課等関係各課から回答がよせられた。

## 2. 分布調査

事業照会の回答に基づき、三重県埋蔵文化財センターでは、早々に事業予定地内における遺跡の有無の確認作業に入り、遺跡台帳との照合による周知の遺跡の確認と現地での分布調査を実施した。

その結果、平成7年1月末時点で、一部前年度試掘済みの遺跡を含めて、事業予定地内には59か所、約92万m<sup>2</sup>の遺跡あるいはその可能性が考えられる場所があることが判明した。

この結果は、平成7年2月に関係各課に報告した。

## 3. 試掘調査と協議

埋蔵文化財センターは、関係各農林事務所と今後の取り扱いについて、試掘調査の日程を含めて協議、調整を行った。

大部分の遺跡の試掘調査は平成7年2月から同年3月にかけて実施され、少なくとも24遺跡（約14万m<sup>2</sup>）が事業予定地内に存在することが判明した。そこで、試掘調査結果を関係各課へ報告するとともに、遺跡を保護するために盛土対応等の工事設計の変更を要請した。

平成7年3月末に、教育委員会文化振興課、埋蔵文化財センター、農村整備課、耕地課、県下各農林事務所の五者で、各遺跡の対応について設計変更後の協議を行った。再度設計変更を要請した事業もあったが、現状保存が困難な遺跡については、発掘調査

を実施することとなった。

この時点では、21遺跡（22,980m<sup>2</sup>）を本調査することで合意した。

## 4. 本調査および立会調査

現地調査は、例年5月の連休明けから開始している。平成7年度においても、連休明け早々に曾祢崎遺跡、峯城跡の2遺跡の調査を開始し、引き続き5月中旬には山神遺跡の調査を開始した。調査は天候に恵まれ、峯城跡は5月末に、山神遺跡は予想外の水に悩まされながらも、6月初旬には終了することができた。

6月から8月にかけては、昨年同様、猛暑の中での調査となつた。

伊勢国府跡と考えられている長者屋敷遺跡の調査は6月上旬に開始した。昨年度と同様、生活道路を閉鎖し、排土を場外に搬出しながらの調査であったため、隣接地の住民や農地耕作者へ充分な配慮をしながらの作業となつたが、方格地割の規模や範囲を知るための重要な資料が得られ、予定どおり7月末に終了することができた。

6月上旬に開始し、9月末に終了した火山遺跡の調査では、室町時代の鉄造遺構が検出された。また、伊賀国だけで発見されている土符がまとまって6点も出土し、特殊な性格をもつ遺跡であることが明らかになった。

6月末に開始した北野遺跡の調査は、平成2年度からの継続調査で、今回は第5次調査である。当遺跡では弥生時代後期～古墳時代前期の住居・方形周溝墓、飛鳥時代～奈良時代の住居・土師器焼成坑等の遺構が多数検出されており、特に飛鳥時代～奈良時代においては、全国最大規模の土師器生産遺跡であることが判明している。本年度の調査でも調査面積5,750m<sup>2</sup>の中で新規に竪穴住居53棟、掘立柱建物48棟、方形周溝墓3基、土師器焼成坑11基が検出された。調査は猛暑の夏に始まり、北西風の吹きすぎ1月中旬に終了した。県営は場整備事業に伴う北

野遺跡の発掘調査は今年度が最終である。

7月中旬には山口遺跡・井尻遺跡の調査を、8月上旬には瀬干遺跡・綾垣内遺跡・大蓮寺遺跡・北ノ垣内遺跡・柳辻遺跡の5遺跡の調査を開始した。なお、井尻遺跡での立会調査範囲900m<sup>2</sup>と大蓮寺遺跡の調査については、協議の結果年度途中に追加したものである。

晴天が続いたため調査が中断することは少なかつたが、遺構検出や掘削時には多量の水をまかねばならず、水確保に苦慮することとなった。また、作業員の体力の消耗も激しく、作業能率は思うように上がらなかった。

その中で、曾祢崎遺跡は古墳時代の掘立柱建物1棟、奈良時代の掘立柱建物5棟・堅穴住居2棟・土師器焼成坑3基等の遺構が検出され、当初の予想以上の成果を得ることができた。

秋に入って、9月中旬に中富田西浦遺跡の調査を実施し、井尻遺跡や瀬干遺跡等の調査が終了した10月上旬には高皿遺跡、10月中旬には高寺南遺跡・良福寺跡の調査を開始した。

高皿遺跡については、当初2週間程の期間を予定していたが、古墳時代前期の遺構検出面の下に、縄文時代草創期の石器を多量に包含する黒ボク層が存在することが判明したため、調査区の拡張および調査期間の延長等についての調整協議を重ねながらの調査となった。最終的には調査期間を3週間延長し、11月上旬に終了した。

古川遺跡・植ノ山遺跡の2遺跡については、前年度内に試掘調査を実施することができなかつたため、今年度当初段階では、見込みとして合計1,300m<sup>2</sup>の本調査を予定していた。10月に実施した試掘調査の結果、植ノ山遺跡については本調査が不要となつたものの、試掘調査後の調整協議の中で、古川遺跡に

ついては設計変更が困難な範囲が予定以上に広がることが明らかにされた。協議の末、今年度は、古川遺跡の1,700m<sup>2</sup>を本調査することにした。調査は11月初頭に開始し、12月下旬に終了した。

なお、寺野遺跡と初尾サ遺跡については、試掘調査の結果本調査が不要になり、里中遺跡は事業実施が次年度となつたため、今年度の調査を中止した。

結局、平成7年度の農林水産部の開発事業に係る発掘調査は、本調査が19,935m<sup>2</sup>、立会調査が900m<sup>2</sup>、遺跡数18となつた。

#### 5. 普及・公開

各現場の発掘調査がほぼ終了した時点で、その結果を広く一般県民に公開する目的で現地説明会を開催している。本年度は、6月に曾祢崎遺跡で、9月に火山遺跡で、12月に北野遺跡で開催し、いずれの説明会でも100名以上の参加者を得ることができた。

また、必要に応じて、県政記者クラブおよび地元の市政記者クラブに発掘調査で得られた資料の提供も行っている。本年度は8月に北野遺跡出土の2点の銅鐸型土製品について、11月に高皿遺跡出土の石器群についての資料を提供した。

なお、県下各地の団体から遺跡説明、体験発掘等の申請があれば、可能な限り受けるようしている。本年度の主なものとしては、7月に北野遺跡で松阪市立第三小学校6年生の体験発掘、8月に井尻遺跡で県立松阪高等学校郷土研究部の体験発掘、10月に勢和村教育委員会主催の郷土史教室で井尻遺跡の調査説明会、12月に多気町四疋田公民館で高皿遺跡の調査説明会、1月に松阪市立漕代公民館で古川遺跡の調査説明会を行つた。

(前川嘉宏)

事務所	事業名	地区名	遺跡名	所在地	試 沖 調 研 結 果			対 志 等	
					事業地内 分布面積 (m <sup>2</sup> )	面積(m <sup>2</sup> )	時代		
農業振興課	住宅環境	梅 戸 井	比丘尼家開道遺跡	貴志郡大安町梅戸井	4,500	—	—	遺構・遺物なし。工事可。	
	公害防除	西 員 介	今 村 遺 跡	貴志郡北勢町今村	10,000	1,200	縄文	土坑。縄文土器。盛土対応。	
四日市市	12種植物	鶴 川 沿 岸	中富田中情遺跡	鶴鹿市中富田町	26,000	5,000	弥生	溝。弥生土器。本調査130m実施。他は盛土対応。	
			橋 子 田 遺 跡	鶴鹿市上田町	56,000	—	—	遺構・遺物なし。工事可。	
			堀 + 田 遺 跡	鶴鹿市東庄内町	50,000	—	—	要調査14,400m <sup>2</sup> 。他は工事可。	
			上 田 遺 跡	龜山市阿知木町	53,000	—	—	要調査。	
			船渡野第二	長者屋敷遺跡	鶴鹿市古瀬町 龜山市船渡野町	7,000	4,300	奈良～平安	溝。瓦。本調査(第2次)1,600m <sup>2</sup> 実施。日6年度2,700m <sup>2</sup> 本調査実施。
			広域農道	峯 試 駅	龜山市川崎町	7,500	1,400	中世	溝。本調査1,400m <sup>2</sup> 実施。
津島市	12種植物	大 里	古 里 遺 跡	津市大里小野田町	210	210	中世	H2年度試掘。農道整備。慎重工事。	
			河 岸 遺 跡	津市六里新谷町	150	150	古墳～中世	H1年度試掘。農道整備。慎重工事。	
		鶴 岸	坪ノ奥 遺 跡	久居市鶴原町	8,100	—	—	遺構なし。土器器少量。工事可。	
			北 田 遺 跡	久居市鶴原町	8,500	—	—	遺構・遺物なし。工事可。	
			長 山 遺 跡	久居市鶴原町	2,800	—	—	遺構・遺物なし。工事可。	
			東 山 遺 跡	久居市鶴原町	13,400	—	—	遺構・遺物なし。工事可。	
			寺 野 遺 跡	久居市鶴原町	14,000	—	—	遺構なし。土器器少量。工事可。	
			赤五郎根内遺跡	一志郡郷野町赤生田	350	350	古墳～中世	農道整備。慎重工事。	
		中 郡	天 白 遺 跡	一志郡郷野町赤生田	1,100	1,100	縄文～中世	H1年度試掘。農道整備。慎重工事。	
			北 堀 外 遺 跡	一志郡郷野町森本	250	250	S59年度試掘。	農道整備。慎重工事。	
			牛 刈 力 遺 跡	一志郡郷野町森本	500	500	縄文～中世	S59年度試掘。農道整備。慎重工事。	
			大 堀 内 遺 跡	一志郡郷野町森本	1,500	1,000	縄文～中世	ピット。土器。農道整備。慎重工事。	
水道局	ふるさと農業	大 里	若 林 遺 跡	津市大里野田町	1,000	1,000	H2年度試掘。	要調査。事業次年度。	
			大 里 西 沢 遺 跡	津市大里野田町	125	125	縄文～近世	H2年度試掘。慎重工事。事業次年度。	
			南 所 遺 跡	津市大里野田町	1,000	1,000	中世	H2年度試掘。慎重工事。事業次年度。	
		土地総合	湖 田 遺 跡	一志郡郷野町天火寺	5,000	1,400	古墳～中世	遺構なし。土器。農道整備。慎重工事。	
			天 花 寺 施 守	一志郡郷野町天火寺	600	600	飛鳥～奈良	遺構なし。土器、瓦。農道整備。慎重工事。	
			里 前 遺 跡	一志郡郷野町天火寺	1,400	—	—	遺構なし。土器。農道整備。工事可。	
			角 田 遺 跡	一志郡郷野町糸田	500	—	—	遺構・遺物なし。農道整備。工事可。	
		農免農道	農 野 遺 跡	津市一身田農野	200	—	—	要調査。事業次年度以降。	
			豊 野 古 墳	津市一身田豊野	200	—	—	要調査。事業次年度以降。	
		一般農道	久 原 東 伝	久居市木過町	2,400	—	—	遺構・遺物なし。工事可。久原古墳調査実施。	
松阪市	12種植物	田 代	原 千 遺 跡	松阪市櫛田町	9,400	—	弥生～平安	溝、土坑。本調査50m <sup>2</sup> 実施。他は盛土対応。	
			穀 堆 内 遺 跡	松阪市櫛田町	234,000	17,000	中世	ピット、土坑。本調査300m <sup>2</sup> 実施。他は盛土対応。	
			北 / 稲 内 遺 跡	松阪市櫛田町	15,000	—	古墳～中世	溝、土坑。本調査770m <sup>2</sup> 実施。他は盛土対応。	
			大 庫 寺 遺 跡	松阪市櫛田町	20,000	—	—	木調査320m <sup>2</sup> 実施。他は要調査。	
			導 泊 遺 跡	松阪市櫛田町	28,000	6,400	室町	ピット、溝。本調査160m <sup>2</sup> 実施。他は盛土対応。	
			食 堆 内 遺 跡	松阪市櫛田町	10,000	—	—	要調査。	

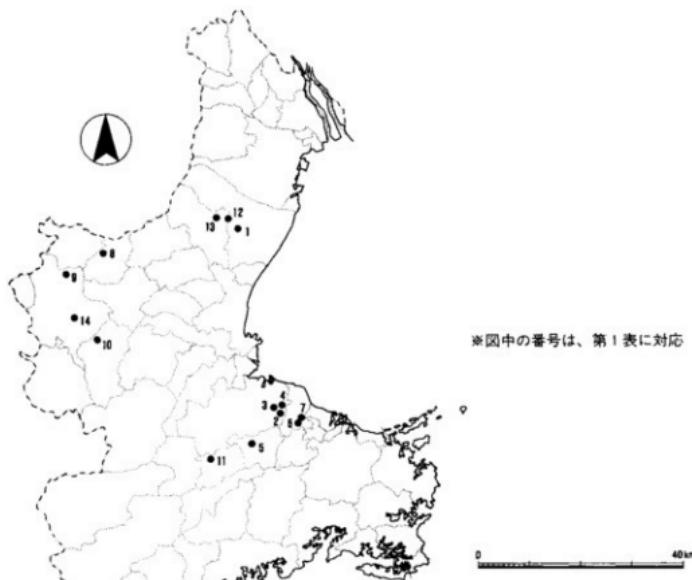
第1-1表 平成7年度農林水産部関係開発事業地内遺跡一覧表(1)

事務所	事業名	地区名	遺跡名	所在地	事業地内 分面面積 (a)	試掘調査結果			対応等	
						面積(a)	時代	概要		
松	農耕	棚田	北浦遺跡	松阪市高木町	26,000	—	—	遺構なし。土器少量。	工事可。	
			東浦遺跡	松阪市高木町	6,600	—	—	遺構なし。土器少量。	工事可。	
			鐵歩松遺跡	松阪市高木町	20,000	—	—		要調査6,500m <sup>2</sup> 実施。他は盛土対応。	
		山田	山口遺跡	松阪市西口町	42,000	3,200	奈良	土器器質、須恵器等。	本調査340m <sup>2</sup> 実施。他は盛土対応。	
			井出ノ屋遺跡	松阪市西口町	29,000	2,700	中世	土坑、溝。	盛土対応。	
			大山遺跡	松阪市高木町	59,000	—	—	遺構・遺物なし。	工事可。	
	伐代林	内堀内遺跡	内堀内遺跡	松阪市高木町	58,000	—	—	遺構・遺物なし。	工事可。	
			別所前遺跡	松阪市高木町	5,400	—	—	遺構なし。土器器質少。	工事可。	
			荒越遺跡	松阪市高木町	68,000	—	—	遺構・遺物なし。	工事可。	
		前田遺跡	前田遺跡	松阪市高木町	61,000	—	—	遺構なし。瓦利陶器。	工事可。	
			細田遺跡	松阪市高木町	6,000	—	—	遺構なし。土器器質少。	工事可。	
			古坂内遺跡	松阪市高木町	43,500	3,300	奈良～中世	土器多量。	事業地外未試掘。事業次年度。	
		萱原遺跡	萱原遺跡	松阪市高木町	18,000				要調査。事業次年度。	
			田垣外遺跡	松阪市高木町	14,900	800	室町	ピット、土坑、土器器。	事業地外未試掘。事業次年度。	
			保山垣外遺跡	松阪市高木町	36,500	—	—	遺構・遺物なし。	事業地外未試掘。事業次年度。	
		外堀遺跡				2,800	平安	ピット、土坑。	事業次年度。	
						1,200	平安末	土坑、土器器、山茶碗。	事業次年度。	
			安三遺跡	松阪市高木町	66,800	2,300	平安～鎌倉	土器器多量。	事業次年度。	
		風呂畠外遺跡								
			佐ノ田遺跡	松阪市高木町	4,700	—	—	遺構なし。土器器少。	工事可。	
			古川遺跡	松阪市高木町	7,000	6,500	平安～中世	土坑、溝。土器器多。	本調査1,700m <sup>2</sup> 実施。他は盛土対応。	
			瀬ノ山遺跡	松阪市伊勢崎町	17,000	—	—	遺構なし。土器器少。	工事可。	
	明星	折板遺跡	折板遺跡	松阪市伊勢崎町	24,000	—	—	遺構なし。土器器少。	工事可。	
			世間山遺跡	松阪市美濃町	18,000	—	—	遺構なし。土器器少。	工事可。	
			曾於崎古墳群	多気郡明和町上野	2,400	1,300	古墳	円墳3基。	H7地形測量実施。事業次年度。	
		曾於崎遺跡	多気郡明和町上野	4,000	3,800	奈良	ピット、土坑。	本調査1,100m <sup>2</sup> 実施。他は盛土対応。		
			纏交遺跡	多気郡明和町上野	1,800	800	中世	土器器。	盛土対応。	
			北野遺跡	多気郡明和町實村	29,400		旧石器～		本調査(累5次)5,750m <sup>2</sup> 実施。	
		角程内遺跡	多気郡明和町實村	5,800	2,700	平安～中世	ピット、土坑、溝。		事業次年度。	
			五反田遺跡	多気郡明和町實村	5,000				要調査。	
			高並遺跡	多気郡多気町四足田	460,000	7,300	発生～平安	ピット、溝。	本調査560m <sup>2</sup> 実施。他は盛土対応。	
	西芝田		カタ田遺跡	多気郡多気町四足田		3,000	古墳～鍵倉	ピット。	盛土対応。	
			二ノ久保遺跡	多気郡多気町四足田	50,000	—	—	遺構なし。土器少。	工事可。	
			吉ノ谷遺跡	多気郡多気町牧	52,000	—	—	遺構なし。土器少。	工事可。	
森	多気勢和	堂ノ前遺跡	多気郡多気町牧	9,400	700	中世	H4年度		事業次年度。	
			門脇遺跡	多気郡多気町牧	7,700	800	中世	H4年度	事業次年度。	
		井尻遺跡	多気郡多勢和田	19,000	12,500	鷹文～中世	鷹文土器、土器器。	本調査1,900m <sup>2</sup> 、立会調査500m <sup>2</sup> 実施。他は盛土対応。		
			松阪市山添町	700	700	中世	ピット、土器器。	要本調査300m <sup>2</sup> 。事業次年度。		
	ふるさと農業振興会	上川山脈遺跡	松阪市山添町							

第1-2表 平成7年度農林水産部関係開免事業地内遺跡一覧表(2)

事務所	事業名	地区名	遺跡名	所在地	事業地内 分合面積 (m <sup>2</sup> )	試 條 調 查 結 果			対応等
						面積(m <sup>2</sup> )	時代	概要	
松阪農林	ふるさと道	松阪 明和	須田 遺跡	多気郡明和町須田	800	—	—	遺構なし。土器少量。	工事可。
			中島 遺跡	多気郡明和町中島	1,100	—	—	遺構・遺物なし。	工事可。
	自然災害防止治山	高永城跡	飯南郡飯高町高永		340				立会調査340m <sup>2</sup> 実施。
伊勢農林水産	ほりまき清	中川 中山 遺跡	度会郡度会町中川	14,000	3,600	中世	ピット、土坑。	盛土対応。	
	度会北部	里 A 遺跡	度会郡度会町里川	1,000					要試掘。
	ふるさと道	里 B 遺跡	度会郡度会町里川	5,000					要試掘。
	西	里中 遺跡	度会郡度会町里中	2,000	700	中世	ピット、土坑。	要本調査700m <sup>2</sup> 。他は要試掘。	
		高向 遺跡	度会郡度会町高向	3,600	—	—			要試掘3,350m <sup>2</sup> 。他は工事可。
	海港開港	若志島 大橋 遺跡	鳥羽市若志島		900				要試掘。
上	注冊整理	柘植川沿岸	良福寺跡	阿山郡伊賀町下柘植	24,880	8,800	绳文・中世	ピット、土坑、溝。	本調査165m <sup>2</sup> 実施。他12盛土対応。
			長福寺跡	上野市上橋	33,000	8,100	中世	ピット、土坑、溝。	盛土対応。
			東出 遺跡	上野市山神	3,600	—	—		工事可。
			奥知氏館跡	上野市山神	6,000	—	—	土器少量。	工事可。
		山神御神社古墳		上野市山神	2,500	—	—	—	工事可。
			東出南 遺跡	上野市山神		1,300	新良	土器器・須恵器多量。	盛土対応。
		北出 遺跡		上野市山神	24,000	19,000	古墳～中世	ピット、土坑、溝。	盛土対応。
			火山 遺跡	上野市山神		14,000	12,000	古墳～中世	ピット、土坑、溝。
	上津	高寺南 遺跡	名賀郡青山町伊勢路	30,000	1,400	中世	溝、土器器、瓦器。	本調査130m <sup>2</sup> 実施。他は盛土対応。	
		浜井 場 遺跡	名賀郡青山町浜井	6,000	—	—	遺構なし。土器少量。	工事可。	
野鳥	上野南部2期	南山6号墳		上野市古都	350				要試掘。
				上野市古都	200				要試掘。
			仮) 東代 遺跡	上野市古都	1,000				要試掘。
			東代 古 墓	上野市古都	300				要試掘。
		城之越 遺跡		上野市比土	3,300				要試掘。
				上野市比土	2,250				要試掘。
		上野依那古2期	仮) 市部A 遺跡	上野市古都	300	—	—	—	工事可。
			仮) 市部B 遺跡	上野市古都	1,800	—	—	—	工事可。
	上野依那古2期	山神 遺跡	上野市仲	1,000	300	弥生～古墳	ピット、土坑。	本調査300m <sup>2</sup> 実施。	
林	庄屋農道伊賀3期	重富氏 樹跡	上野市比自岐	8,000					要試掘。事業次年度以降。
		荒瀬氏 樹跡	上野市比自岐	2,400					要試掘。事業次年度以降。
		中川氏 樹跡	上野市比自岐	400					要試掘。事業次年度以降。
		竹岡氏 樹跡	上野市比自岐	3,000					要試掘。事業次年度以降。
		向山1号墳	上野市比自岐	300					要試掘。事業次年度以降。
		仮) 地蔵川古墳群	上野市比自岐	400					要試掘。事業次年度以降。
		地蔵川 遺跡	上野市比自岐	1,000					要試掘。事業次年度以降。
		石原1号墳	上野市比自岐	400					要試掘。事業次年度以降。
		石原2号墳	上野市比自岐	900					要試掘。事業次年度以降。

第1-3表 平成7年度農林水産部関係開発事業地内遺跡一覧表(3)



第1図 平成7年度本調査遺跡位置図

事業	No.	遺跡名	所 在 地	調査面積(m <sup>2</sup> )	調査期間	現地調査担当者	備 考
鳥居	1	中富田西側遺跡	岐阜市中富田町字西側	130	H7.9.18	船越重伸・西澤裕幸	田勢西側遺跡。
	2	吉川遺跡	岐阜市吉川町字吉川	1,700	H7.11.1~12.22	伊藤祐之・西澤裕幸・駿田芳人	
	3	東干塗跡	岐阜市鷺山町字東干	580	H7.8.7~10.5	宇河義之・船越直樹	
	4	鏡塗内遺跡	岐阜市鷺山町字鏡塗内	300		船越重伸・宇河義之	
	5	大蓮寺遺跡	岐阜市鷺山町字大蓮寺	320		宇河義之・船越直樹	H7年度途中追加。
	6	北ノ坂内遺跡	岐阜市鷺山町字北ノ坂内	770		宇河義之・船越直樹	
	7	羽辻塗跡	岐阜市鷺山町字羽辻	160		宇河義之・船越直樹	
	8	山口塗跡	岐阜市井手町字山口	340	H7.7.10~7.24	山田康博・鈴木嘉宏	
	9	高丘塗跡	多気郡多気町宇高丘ほか	560	H7.10.2~11.7	松瀬和也・日暮智子	田野始・下塗跡。
	10	北野遺跡	多気郡阿和町大東べへら	5,750	H7.6.29~H8.1.18	竹田貴治・船越直樹・日暮智子 松瀬和也・細賀弘幸・山田康博	現地説明会H7.12.23開催、120名参加。
寺廟	11	曾赤寺塗跡	多気郡阿和町上野字曾赤寺	1,100	H7.5.8~5.27	野口美幸・船越直樹・山田康博	現地説明会H7.6.17開催、120名参加。
	12	良福寺塗跡	阿山郡伊賀町下柘植寺後	165	H7.10.18~10.25	西澤裕幸・駿田芳人	
	13	火山塗跡	上野市山字火山	2,730	H7.6.6~9.26	船越重伸・西澤裕幸	現地説明会H7.9.23開催、110名参加。
	14	高寺南塗跡	名張市齊山西伊勢路高寺	130	H7.10.11~10.13	星野芳人・西澤裕幸	
井戸	15	井戸塗跡	多気郡勝利村多賀字井戸	1,900	H7.7.10~10.5	野口美幸・松瀬和也	立合調査900mをH7年度途中追加。
鍋田	16	長者屋敷遺跡	岐阜市庄内町字牛ノ原 龜山市新郷町字牛ノ原	1,600	H7.6.5~7.31	宇河義之・木野本和之	
墓塚	17	峯塚塗跡	龜山市三輪町塩崎字八幡	1,400	H7.5.8~5.30	木野本和之・宇河義之	
山神塗跡	18	山神塗跡	上野市神字山神	300	H7.5.18~6.2	船越重伸・西澤裕幸	
計	18 遺跡	本調査19,935m <sup>2</sup> と立合調査900m <sup>2</sup>					

第2表 平成7年度本調査遺跡一覧

## II. 長者屋敷遺跡

### I. はじめに

長者屋敷遺跡の調査は、平成6・7年度開拓地整備事業（能褒野第二地区）に伴う道路の拡幅・舗装に先立って実施したものである。

#### (1) 範囲確認調査及び立会調査

##### ① 調査計画

今回の事業によって、農道の拡幅・舗装が予定されたのは、鉢鹿市広瀬町から龜山市能褒野町に広がる地域である。事業地は、鉢鹿・龜山両市において遺跡登録がなされている長者屋敷遺跡の範囲内及び隣接地である。そのため、全事業地内について試掘調査を実施し、遺跡の広がりを確認することとなった。

試掘調査は、まず2号線道路（南端から120m）と9・10号線道路の5,100m<sup>2</sup>について行った。試掘坑は10~20m間隔に26ヶ所、（総面積166m<sup>2</sup>）設定した。

また、7号支線道路と8号支線道路の3,500m<sup>2</sup>についても同様に、4m×2mの試掘坑を22ヶ所設定（総面積176m<sup>2</sup>）し、調査した。

さらに、9・10号線道路に関しても、水路の橋梁工事が急きょ必要となり、立会調査を実施した。調査範囲は、コンクリートによる基礎を構築する部分を対象とし、水路を挟んで0.5m幅の調査溝を西側5.6m、東側7.5mの2ヶ所設定した。調査期間は、第2次の試掘調査と同じ平成6年3月29日から30日である。

##### ② 試掘・立会調査結果

試掘・立会調査の実施により、9・10号線及び2号線（南端から120m）の範囲において、6ヶ所の試掘坑から溝を検出した。また、農作業によって溝状に掘られていた2号線沿いの土取跡では、その断面において幅0.9mと2.7mの溝が4.5mの間隔で露出しているのが確認された。

10号線東端の水路の橋梁工事に伴う立会調査においては、幅3mの溝が確認されている。この溝は2号線沿いの土取跡断面で確認された溝と結ばれると考えられる。また、この溝の延長は、付近で残存する土壌の裾を、土壌と平行して延びているものと考えられる。10号線の内、2号線以西においては、この土壌裾を通って延びる溝と、直行する方向で溝が一条確認されている。

これらのことから、何らかの「区画」が存在した可能性が生じてきた。そこで試掘調査において遺構を検出した箇所を中心に調査対象地の設定を行った。

##### (2) 調査方法

調査対象地の道路は、農耕及び生活用としての利用度が高い。周囲における農作物の栽培は多種にわたり、農業散布をはじめとして、収穫や出荷が継続的に行われている。したがって、道路を完全に閉鎖し、調査を行うことは勿論のこと、仮設道路の敷設も不可能であった。

耕土の処理についても、調査区に隣接する土地の借用が困難であったため、ベルトコンベアは用いず、場外搬出を行った。検出面は道路の盛土直下であって、包含層が存在しないことから、重機による表土掘削を行い、それを追うかたちで遺構検出を行っていた。

調査に関わるこれらの様々な制約から、平成6年度調査は、9号線道路約310mと2号線の内、9号線以南の230mを対象とした。調査範囲は幅員5mの道路部分で総延長距離は540m、総面積は2,700m<sup>2</sup>である。

平成7年度調査は、10号線道路約310mを対象とした。調査範囲は幅員5mの道路部分で、総面積は1,600m<sup>2</sup>である。

### (3) 本報告における調査区と発掘区分

発掘調査は、対象地が生活道路であるという条件のもと、極力通行止めの期間を短縮する目的で発掘区の細分化を行った。2ヵ年で設定した発掘区分は11区である。また、報告書を作成するにあたり、遺跡の性格及び全体像をより明瞭にするため、調査区を設定し報告する。

調査区と発掘区分の関係及び調査期間は以下の通りである。

#### ① 第1調査区

##### 発掘区分（A）

9号線約300mのうち、西端から84m地点まで

平成6年6月1日から同年6月20日

##### 発掘区分（C）

9号線約300mのうち、第1調査区に続く100m間（2号線との交差点まで）

平成6年7月11日から同年7月14日

#### ② 第2調査区

9号線約300mのうち、2号線以東の118m  
平成6年6月21日から同年7月7日

#### ③ 第3調査区

##### 発掘区分（D）

2号線226mの内、10号線以南の118m  
平成6年7月19日から同年7月28日

#### ④ 第4調査区

##### 発掘区分（F）

10号線約300mの内、西端から約40m地点  
平成7年6月5日から同年6月7日

##### 発掘区分（H）

10号線約300mの内、2号線道路との交差点以西の約90m間

平成7年7月3日から同年7月14日

##### 発掘区分（J）

10号線約300mの内、住宅団地前の約50m  
平成7年7月19日から同年7月20日

#### ⑤ 第5調査区

##### 発掘区分（G）

10号線約300mの内、東端から約60m  
平成6年6月12日から同年6月29日

#### ⑥ 第6調査区

2号線約226mの内、9・10線間の110m  
平成6年8月2日から同年8月17日

第4調査区は住宅団地への進入道路で、また通学路でもあることから、安全通路を南側に設定しての調査となった。コンクリート製のブロック塀を伴う住宅の前は、安全のため、1m程度控えて調査区を設定し、調査は溝の有無を確認することを重点的に実施した。

#### (4) 調査完了後の処置

発掘区は、各区の調査が完了する毎に、「引き渡し」（調査終了の告知と管理責任の移管）をおこなった。これは調査区が生活道路（農道）で、一日でも早い復旧が待たれたためである。

平成6年度調査区は、工事担当業者、四日市農林事務所、三重県埋蔵文化財センターの3者による引き渡しを実施した。

平成7年度調査区は、調査区の完全な埋め戻しを行ったのち、四日市農林事務所との2者間で引き渡しをおこなった。

## 2. 位置と環境

鈴鹿山系に源を発する鈴鹿川は、亀山と鈴鹿の市境付近で安楽川の合流を受け、穏やかな蛇行を見せながら伊勢湾に注ぎ込んでいる。長者屋敷遺跡は、この安楽川との合流点の北側、第三紀鮮新世に形成された扇状地の先端部に立地する。南から南東方向に張り出すこの扇状地は、安楽川や本流の鈴鹿川による浸食を受け、比高差17mの段丘崖を持つ台地状

の地形を見せている。

遺跡範囲は東西800m、南北1,000mの規模を持ち、標高は現況で48~52mである。

この地域は、鈴鹿川を介して古くから畿内と東海を結ぶ交通の要衝として機能していた。特に古墳時代以降律令期にかけては、畿内勢力の東国支配の起點として重要な位置を占めていたと言える。古墳時

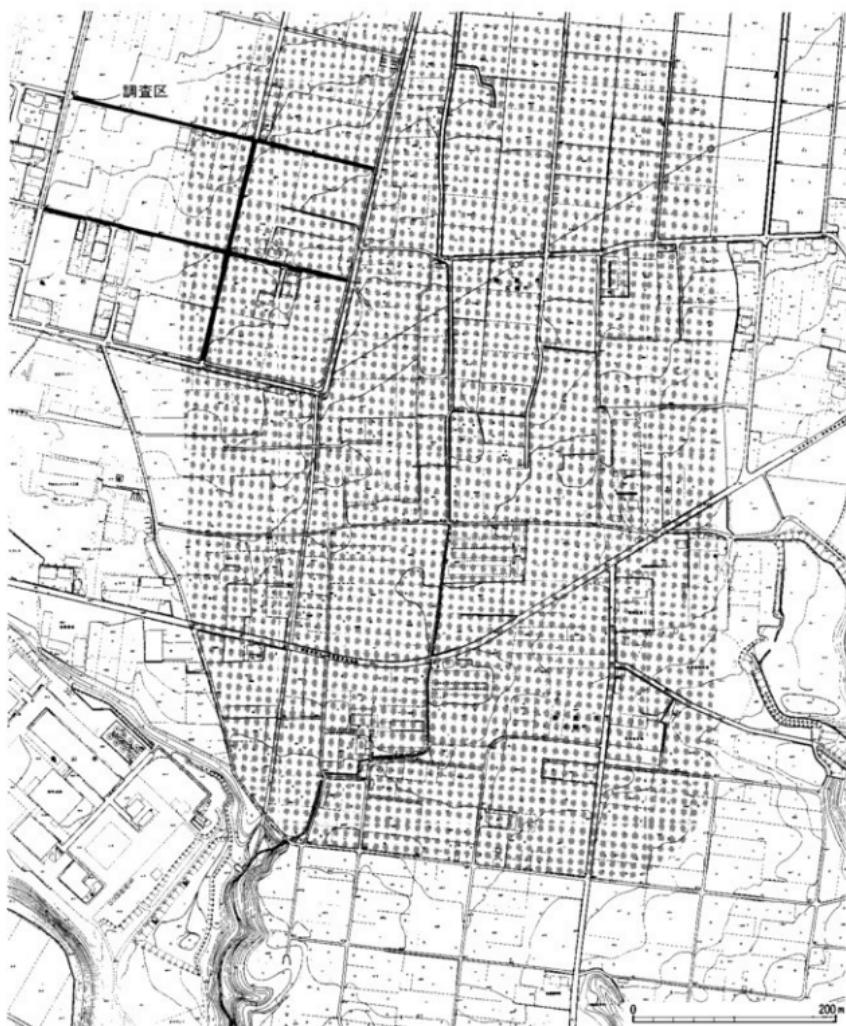


第2図 遺跡位置図 (1:50,000)

代においては、鈴鹿川流域に点在する前方後円墳や、左岸を中心に存在する群集墳など、強大な地方勢力の存在が窺われる。

鈴鹿川沿岸域が歴史の表舞台に登場する事件として重要なのが、壬申の乱（672年）である。『日本

書紀』天武天皇元年六月丙戌条に「（前略）爰國司守三宅連石床、介三輪君子首、（略）參遇于鈴鹿郡則且發五百軍、塞鈴鹿山道（略）是夜半、鈴鹿關司、遣使奏言、山部王・石川王、並來帰之。故置閔焉（以下略）」とあり、大海人皇子が道路を封鎖し、



第3図 遺跡地形図（1:5,000）



第4図 調査区位置図 (1:2,500)

「固闘」を実施していることが見える。これは7世紀後半代において、加太越えルートが既に主要交通路としての位置を占めていたことを物語る。また「関司」という役職名が見えることからも整備された「関」、交通路の存在が窺われる。

また同条文には「到川曲坂下」や「乃到三重郡家」といった地名が見え、現在の鈴鹿市山辺から四日市市采女町にいたる鈴鹿川左岸に、豪族居館を含む主要地方機関が存在していたと考えられる。

律令期に入り、中央からの積極的な地方経営がなされるなかで、鈴鹿関の設置<sup>①</sup>、伊勢国府の建設<sup>②</sup>、国分寺・尼寺の造営も、鈴鹿川を介するこの地に繰り広げられる。これは同時に官道としての「東海道」が確立していたことをも示している。

「東海道」については、先述の『日本書紀』天武天皇元年六月丙戌条などの記載から、現在の鈴鹿市木田町付近から國分寺近辺を通り四日市市采女町へ至るルートであったことは確かなようであるが、鈴鹿関（鈴鹿郡関町古厩）から國分寺に至るルートはいまだ判然としていない。最短距離という観点からすれば、鈴鹿川左岸にそのルートを求めることが妥当と考えるが、実際に比定される道路や地割り等の

#### 注

① 繁部克編『三重県地質図集』（三重県高等学校理科教育研究会地学部会、1987年）。

② 『日本古典文学系』本の『日本書紀』下巻を用いた。

③ 所在については、鈴鹿郡関町大字古厩字片山が有力視されている。

八賀晋『伊勢国鈴鹿間にかんする基礎的研究研究成果報告』（1992年）。

森川幸雄『鈴鹿郡関町出土古瓦』（『Mie History』Vol. 4 三重歴史研究会 1992年）。

痕跡は一切認められていない。かつては国府推定地である鈴鹿市国府町を通り、鈴鹿川南岸の低台地を東進して木田町に至るルートが考えられていた。しかし初現期の伊勢国府が、国府町から3km離れた鈴鹿市広瀬町に存在したことが立証された現在、旧説のルートは国府廢退期のものである可能性が出てきた。「東海道」が鈴鹿川左岸をそのコースとしていた可能性の補強としては、伊勢国府の政府建物から南に延びる直線道路の存在があげられる。この道路の存在は、台地の南側を通る「東海道」の存在を彷彿とさせるものである。

鈴鹿川左岸は、古代社会における伊勢地方の中核をなしていたが、近世における東海道の宿場町としての発展以外は、目ざましいものではなかった。しかし、これは遺跡の保存という観点からは非常に有益であったと思われる。鈴鹿市教育委員会が行った伊勢国府跡（鈴鹿市広瀬町）の発掘は、政府建物跡が削平を受けず現存する他に例を見ない良い条件下でのものとなった。今後も続く計画調査において、古代「大国」の政府城、建物配置などが判明することを願うと共に、周辺部の環境が維持され、文化遺産が構成に伝えられることを願って止まない。

④ 藤原秀樹・新田剛也『伊勢國分寺・國府跡2』（鈴鹿市教育委員会、1996年）。

村山邦彦『鈴鹿市広瀬長者屋敷遺跡の研究』（『古代学研究』128 古代学研究会 1992年）。

浅尾信『伊勢國分寺（5次）・長者屋敷遺跡（1次）』（鈴鹿市教育委員会 1993年）。

藤本利治『第3節 伊勢國』（『古代日本の交通路I』藤井廉二郎編・大明堂 1978年）。

⑦ 昭和21年鈴東米軍撮影の航空写真による。

## 3. 層序

調査の対象地となった農道は、第2次世界戦中に陸軍の北伊勢飛行場として開拓がなされた土地の南東端部に該当する。開拓以前は、広範囲に及ぶ松林が存在し、現在と同様に比較的平坦な地形が展開していたらしい。飛行場の建設は、人力を中心としたものであったが、かつて点在していたという「土塁」はこの事業をもつて消滅している。付近に僅かに残存する土塁は、すべて飛行場用地外である。

土地の平坦化は、場所により「黒ボク」層を越えて基盤（地山）の明黄褐色軟粘質土層に達していたものと思われる。調査区内においては、ほとんど黒ボク層（耕作土）直下が基盤（地山）であった。

調査区付近においてほぼ共通する層序は、地表から黒色土・暗黃色軟粘質土・明黄褐色軟粘質土の順で存在し、今回の調査は、明黄褐色軟粘質土を遺構検出面と位置付けて実施した。

## 4. 遺構

第1～6の調査区において検出した遺構は、17条の溝と1基の土坑から構成される。

溝の埋土はおよそ5層あり、全調査区の溝は、以下の層位による分層が可能である。

- a層 暗灰褐色から黒色土
- b層 極暗褐灰色土
- c層 黒色土ベースに暗褐灰色細粒土混在
- d層 黒色土ベースに黄褐色微粒土混在
- e層 黄褐色粘質土ベースに黒色土混在

### (1) 第1調査区

9号線約300mのうち、2号線以西の約180mを調査区とした。

表土以下の基本層序は、黒色シルト・暗灰黄色軟粘質土の2層からなり、検出面は明黄褐色軟粘質土である。

調査区全域にわたり、Pitを検出したが、これらは全般的に浅く、遺構としての認定は困難と思われる。遺物の出土も皆無であった。

### (2) 第2調査区

9号線約300mのうち、2号線以東の118mを対象区とした。

表土以下の基本層序は、第1調査区と同様に黒色シルト・暗灰黄色軟粘質土の2層からなり、検出面は明黄褐色軟粘質土である。

本調査区においては、溝を3条検出したが、内2条については東西及び南北の方向を著しく意識し、構築されたと考えられる。

また、SD2において平瓦小片が一点出土した以外は、包含層も含めて遺物の出土は無かった。

#### ① SD1

幅1m、深さ0.52mで、断面は逆台形を呈する。

調査区と交差しほぼ直線的に延び、N4°Wの方向を持つ。

堆積土は、およそ4層に分層が可能である。最下層のd層は、黒色土ベースに黄褐色微粒土が混入し、溝の深さの約3/5を占める。その他の埋土は、堆積

順にc層→b層→a層である。

#### ② SD2

調査区を鋭角に縦断するSD2は、幅1.05m、深さ0.55mで、形態はSD2同様に逆台形を呈する。

堆積土は、およそ4層に分層が可能で、基本的にSD1と同じパターンの層序が確認でき、一連のものと考えられる。

溝はS84°Eの方向に伸び、SD1と直交する可能性がある。

暗灰褐色シルトに明黄褐色軟粘質土の混入するI層において、平瓦小片が一点出土している。

#### ③ SD3

N52°Eに方向をもつこの溝は、幅1.2m、深さは0.5mである。SD1・2におけるd層が認められず、堆積の様相はやや異なる。

### (3) 第3調査区

2号線道路の内、9・10号線とに挟まれた110mを対象区とした。

表土以下の基本層序は、第1調査区と同様に黒色シルト・暗灰黄色軟粘質土の2層からなり、検出面は明黄褐色軟粘質土である。

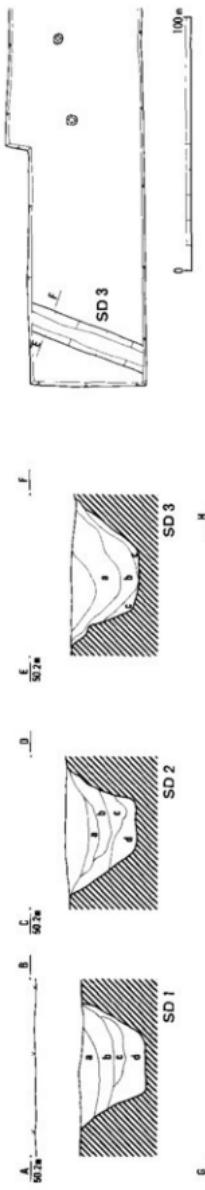
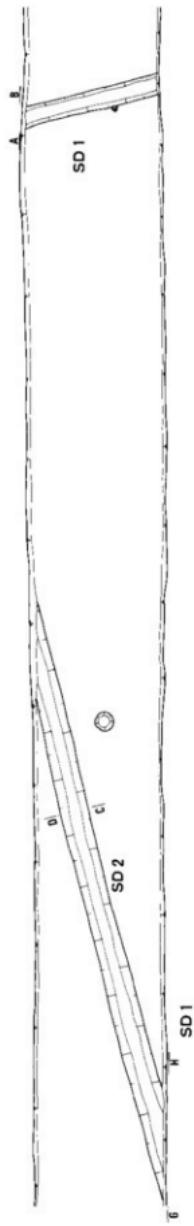
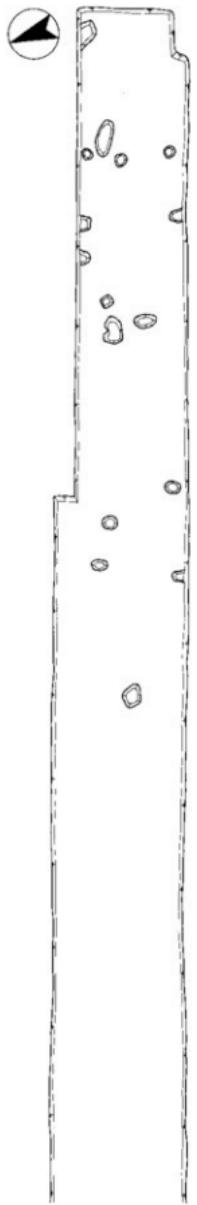
調査区の北端部において2条の溝を検出した他は遺構は存在しなかった。また、包含層及び遺構から遺物は一切出土しなかった。

調査区中央には、付近を農地として転用した際に敷設したコンクリート製の水道管（現在は使用していない）が残存していた。これは直径約40cmのもので、幅約70cm、遺構検出面からの深さは約70cmの溝を掘削し設置していた。調査区を縦断するかたちで伸び、後述する第6調査区まで達していた。調査は寸断されている2条の溝の部分に限って実施した。

#### ① SD11

幅1.2m、深さ0.65mの溝で、断面は逆台形である。

溝の堆積土は、黒色土ベースに黄褐色微粒土が混在するd層をはじめとし、b層→c層→a層（黒灰色土）の順で堆積する。



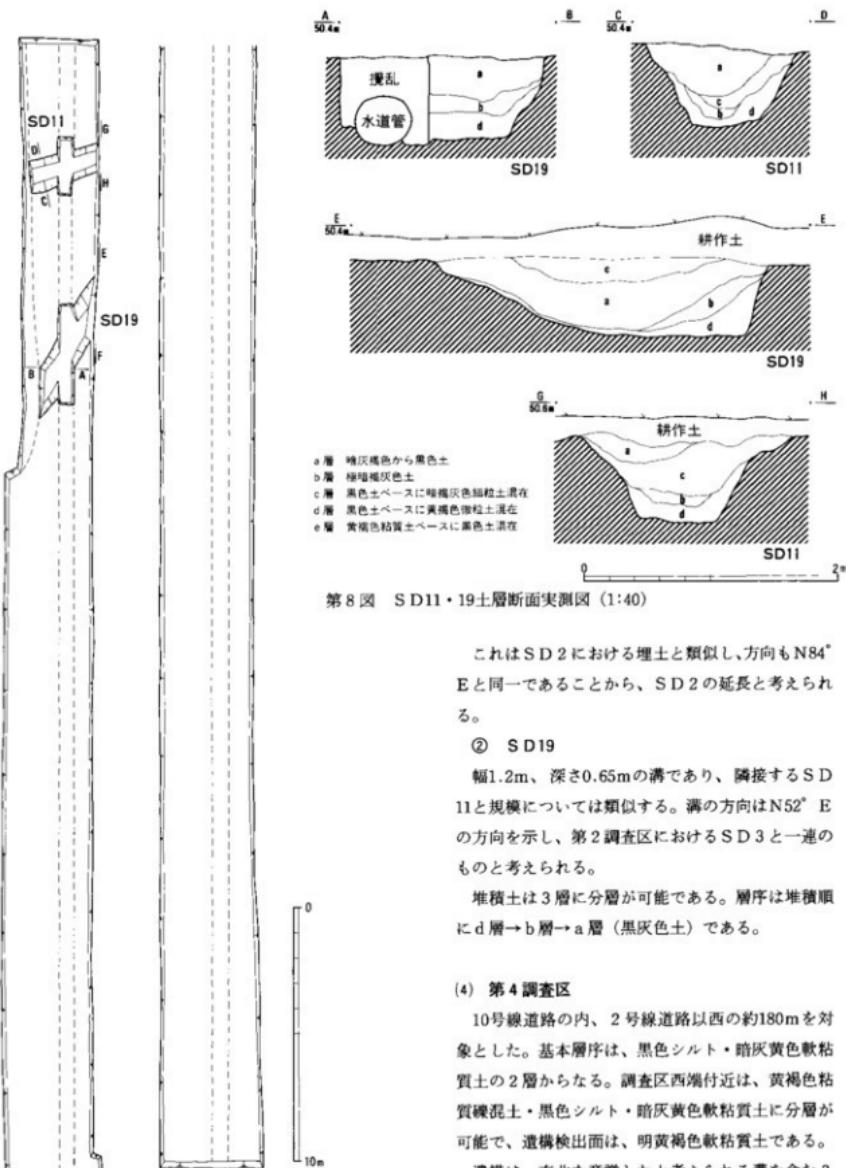
第5図 第2調査区遺跡実測図 (1:200)



a 浅紅褐色から黒色土  
b 黄褐色灰土  
c 黄褐色ベースに浅灰色砂質土層  
d 黄褐色粘質土ベースに褐色土層  
e 黄褐色粘質土ベースに褐色土層

SD2

第6図 SD1～3 土層断面実測図 (1:40)



第7図 第3調査区遺構実測図 (1:200)

これはSD2における埋土と類似し、方向もN84°Eと同一であることから、SD2の延長と考えられる。

## ② SD19

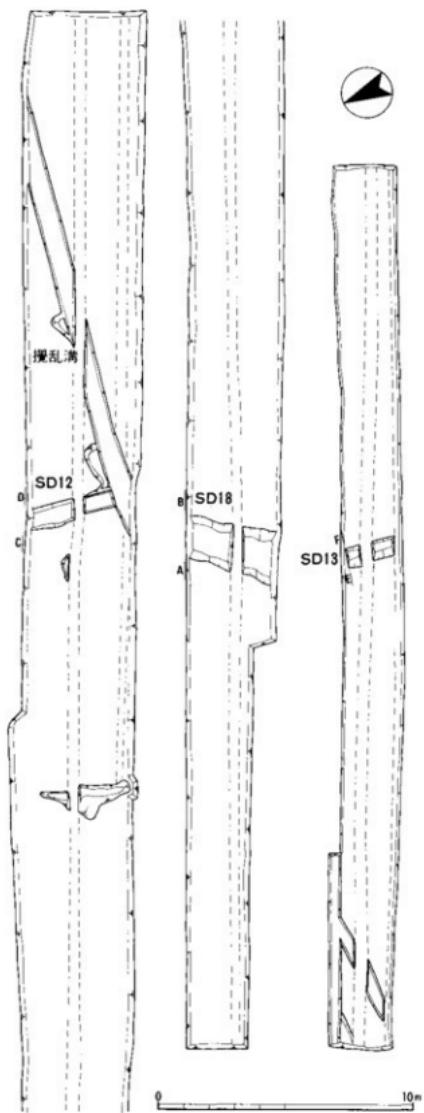
幅1.2m、深さ0.65mの溝であり、隣接するSD11と規模については類似する。溝の方向はN52°Eの方向を示し、第2調査区におけるSD3と一連のものと考えられる。

堆積土は3層に分層が可能である。層序は堆積順にd層→b層→a層(黒灰色土)である。

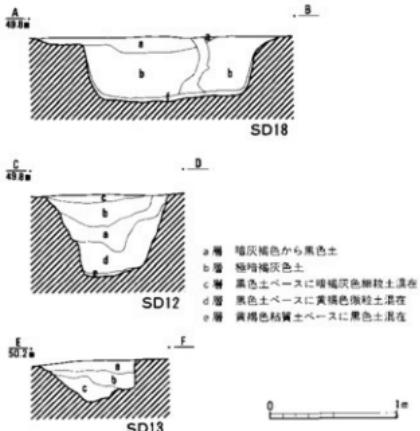
## (4) 第4調査区

10号線道路の内、2号線道路以西の約180mを対象とした。基本層序は、黒色シルト・暗灰黄色軟粘質土の2層からなる。調査区西端付近は、黄褐色粘質練土・黒色シルト・暗灰黄色軟粘質土に分層が可能で、遺構検出面は、明黄褐色軟粘質土である。

遺構は、南北を意識したと考えられる溝を含む3条の溝を確認した。遺物の出土は、包含層・遺構とともに一切無かった。



第9図 第4調査区遺構実測図 (1:200)



第10図 S D12・13・18土層断面実測図 (1:40)

調査区の中央には、水道管が埋設されていた。これは調査区南側に隣接する住宅団地、第5調査区南側にある住宅地へ供給するためのもので、調査区内中央を縱断するかたちで延びていた。幅は約50cmである。また、調査区両側にも極最近のものと考えられる溝状の搅乱が並行して存在していた。

#### ① S D12

幅1.0m、深さ0.6mの溝で、断面は逆台形を呈する。溝の方位はN 4° Wである。

層序は堆積順に、e層→d層→a層→b層→c層である。

S D12を切るかたちで存在する搅乱溝(昭和初期)は、凡そ5°の振れを持ってSD12と交差している。この溝状の搅乱は、ほぼ東西方向に延びており、旧地形の畦畔と合致すると考えられる。

#### ② S D13

幅0.8m、深さ0.35mの溝である。堆積土は、およそ3層に分層が可能で、層序は堆積順に、黒色土に灰褐色軟粘土混在土(c層)・暗褐灰色軟粘質土(b層)・暗灰褐色(a層)である。

溝の方向は、N 4° Wで、SD12とは並行関係にある。双方の距離は溝の芯一芯間で132mである。

#### ③ S D18

幅1.5m、深さ0.5mの溝で、堆積土は2層に分層できる。層序は堆積順に極暗褐色粘質土(b層)・黒色土(a層)である。暗褐色粘質土の堆積が短期

に起こったと考えられ、一連の溝とは堆積の様相及び溝断面形が異なる。

溝の方向はN30°Eで、第2調査区のSD3、第3調査区のSD19と関連性が高いと考えられる。

#### (5) 第5調査区

10号線道路の内、2号線道路以東の約118mを対象とした。基本層序は、表土以下が、黒色シルト・暗灰色軟粘質土・明黄褐色軟粘質土（遺構検出面）である。

遺構は調査区東端に集中し、第4調査区側においては特に検出できなかった。第4調査区から調査区を縦断し延びてきた水道管敷設による擾乱は、住宅の存在する調査区中央でとまり、以東における遺構の保存状態は比較的良好であった。

調査区の中央以東は、地表における瓦の分布がとくに顕著な地域であり、畠地等の耕作土に含まれていた瓦は調査区の農道上に多く投棄されていた。遺構からの瓦の出土は、SD14・15及びSD16で認められたが、溝の構築時期を裏付ける土器の出土は一切なかった。

##### ① SD14

幅0.6~0.75m、深さ0.3~0.5mで、ほぼ溝と並行して延びる擾乱溝によって切られている。溝の断面は逆台形で方向はN84°EでSD17とほぼ直交する。堆積土はおよそ3層に分層できる。層序は、堆積順にc層→e層→a層である。

SD14からは、平瓦が出土（第13図）している。これはSD14にSD17が直交する付近で、投棄されたような一括しての出土である。

##### ② SD17

幅0.55m、深さ0.3mで、断面は逆台形を示す。一連の溝の中では最も小規模なものである。

堆積土は3層（一部2層）に分層できる。層序は堆積順にc層→d層→a層である。

SD17・14の新旧関係は、交点における土層断面において確認できなかったため、同時期に併存していたものと思われる。

##### ③ SD16

遺構検出面（明黄褐色土）において、幅1.1m~1.4m、深さ0.3mの規模で存在した溝は、表土下

の黒色軟質土から切り込んでいた。調査区北壁の土層断面にみる溝復元値は、幅2m、深さ0.5mである。

溝は偏平な逆台形を示し、c層から平瓦が出土（第17図No.5）している。方位は、N3°Wである。

堆積土は4層に大別が可能で、層序は堆積順にd層→c層→d層→e層→b層の順である。

##### ④ SD15

SD16東側の調査区東端に位置する。溝の西側掘方は、SD16とほぼ並行でN5°Wの方を示す。SD15と16の距離は、内法で3.5~3.8m、溝の芯一芯間は5.3mである。

検出部分は溝のコーナーにあたり、調査区北壁面付近で東へほぼ90°屈曲している。方向は推定でN82°Eである。

溝の幅は調査区南壁で2.4m、深さは1.2mである。東西方向に屈曲した部分では、幅は推定で最大3.8mの規模を有している。堆積土はSD16方向から流れ込んでおり、基本となる4層のほか、暗灰赤色軟質土と暗褐灰色軟粘質土層が見られる。基本となる4層はd層→c層→e層→b層の堆積順である。

明黄褐色土の地山は、SD16付近から東方のSD15にかけて緩やかに傾斜している。遺構は黒色軟質土層上面から切り込んでおり、基本となる4層は、この層の上部から堆積を始めている。

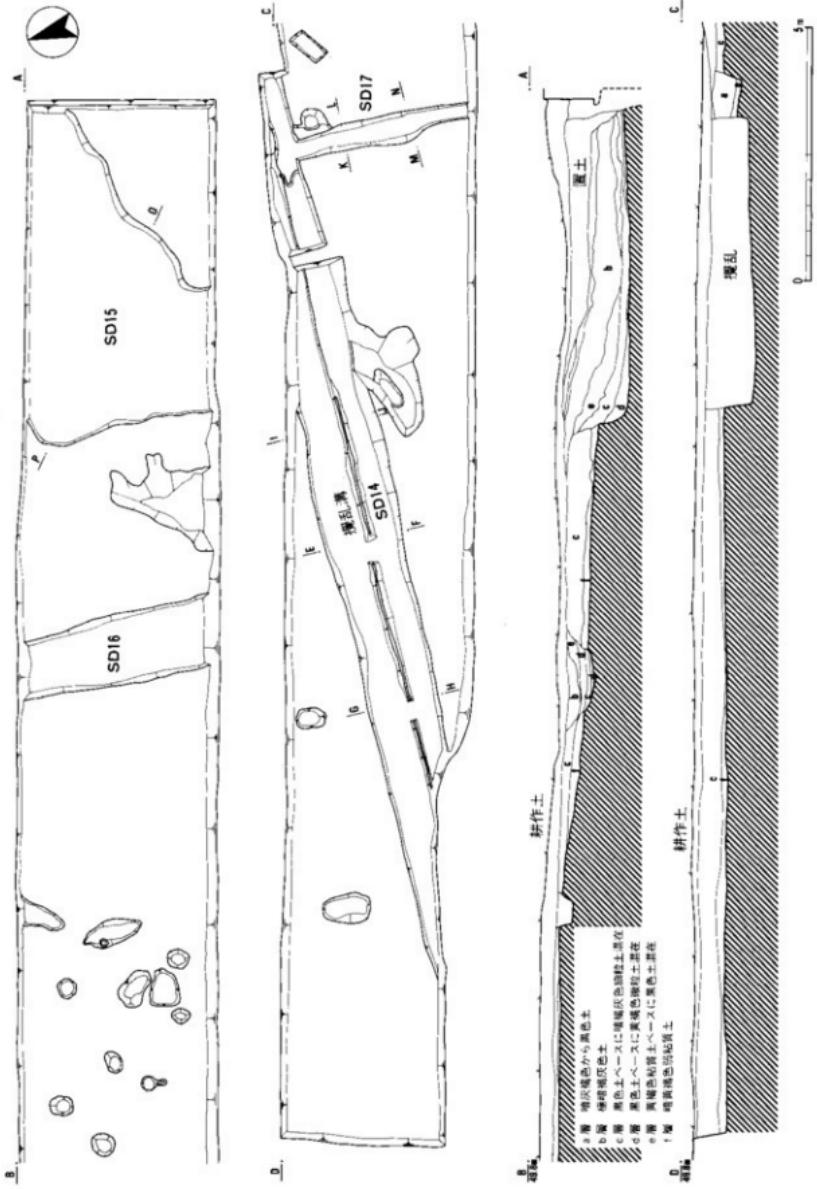
SD15西側からの堆積土の流入状態は、SD16の東側からのそれと酷似している。SD15~SD16間に土壌が存在し、この土が流入したと推定される。

#### (6) 第6調査区

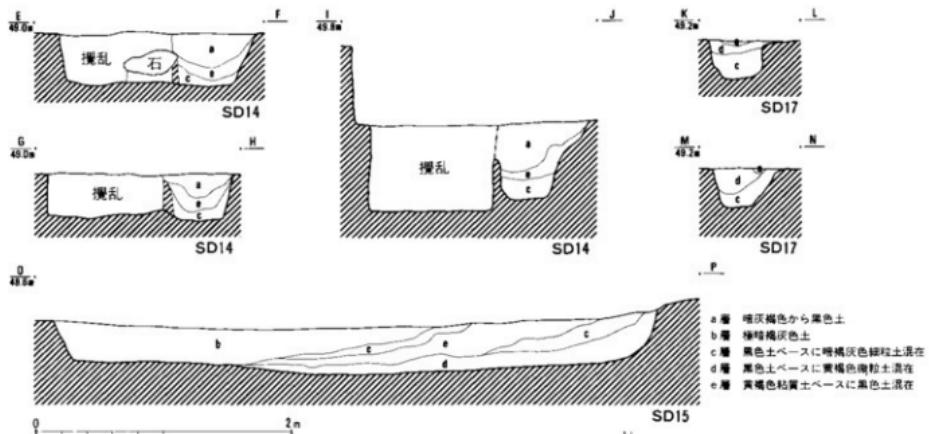
2号線道路の内、10号線道路との交差点以南の全長90mが対象地である。

基本層序は、表土以下、黒色シルト・暗灰色軟粘質土で、遺構検出面は、続く明黄褐色軟粘質土である。比較的土壌の標高が高いと考えられ、從って削平も厚く行われたと思われる。

付近は、耕作地の中では瓦片の分布が濃い地域であり、第5調査区と同様に畠地から出土した瓦片が農道上に多く投棄されていた。遺構からの出土遺物は、SK7において平瓦小片が2点認められただけである。



第11図 第5調査区遺跡実測図及び土層断面実測図 (1:50)



第12図 SD14・15土層断面実測図 (1:40)

#### ① SD 4

調査区の南端に位置し、後世の搅乱によって切られている。形状は幅0.65m、深さ0.4mで、逆台形を呈する。堆積土は3層に分層が可能で、堆積順にd層→c層→a層である。

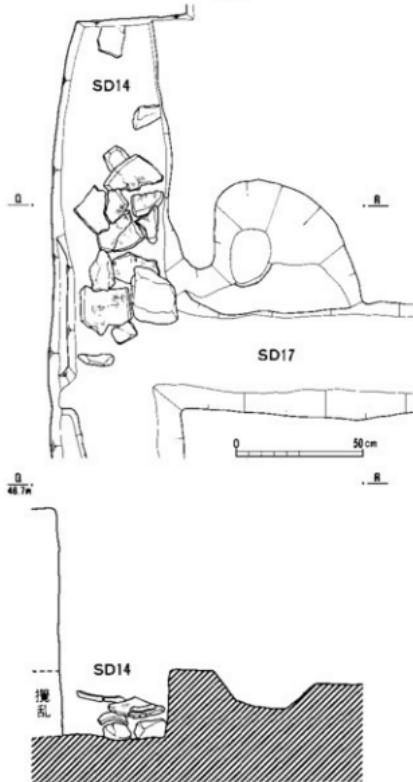
溝の方向はN 4° Eで、第4調査区におけるSD 12と延長関係にある。

また溝の肩には、直徑15~25cm、深さ10~20cmのPitが8つ検出された。これらには、溝に接するものと、溝から最高40cm離れるものがある。溝に接するものについては、検出段階において切合関係は判然とせず、埋土はSD 4 (a層)の黒色土と酷似していた。従って、これらPitは溝と同時期に存在した可能性がある。

#### ② SD 5

調査区内において、SD 5はその全体を現しておらず、局所的に見ると、土坑として捉えることも可能である。ただ、後述するSD 6がSD 5延長状に存在すること等から、SD 6も含めて「溝」として取り扱うこととする。

SD 5は、SD 4の北東方向に位置する。幅は1m以上、深さ0.2mで、方位はN 5° Eを示す。形状はSD 15に類似する。堆積土はSD 4側(西側)からの流入が顕著であり、堆積順にb層→a層の2



第13図 SD14瓦出土状況図 (1:20)

層が認められる。ただし、明黄褐色粘質土の地山に多く含まれる拳大の礫が、いずれの層にも混入している。

S D 4において存在した溝に付隨するPitは、このS D 5についても認められる。S D 6側に4つが点在し、西側の1つを除いて全てが溝の法面に存在していた。直径20~50cm、深さは約20cmで、埋土はS D 5埋土の黒色土（a層）と同質である。

#### ③ S D 6

S D 5の北側延長線上に位置し、N 8° Eの方位を示す。幅は1.5m以上、深さは0.1~0.2mと他の溝に比べ極めて浅い。堆積は、極暗褐灰色土（b層）の単層である。

溝の肩及び底にはピットが複数存在するが、規模は直径20~60cm、深さ10~28cmと不統一で配列にも規則性は見いだせない。これはS D 5に類似し、埋土も溝の堆積土と同じ極暗褐灰色土である。

S D 5~6間の距離は7.3mである。

#### ④ S K 7

調査区のはば中央に位置し、調査区西壁から半円形を呈する。直径は4.8m、深さは0.48mである。堆積土は4層認められ、層序は堆積順に黒褐色弱粘質土、暗褐色砂礫混土、黒色土、黒褐色砂礫混土である。

黒色土から、平瓦小片が2点出土している。

#### ⑤ S D 8

幅0.3m、深さ0.2mの小規模な溝で、断面形は両壁が直立に近い逆台形を呈する。埋土は黒色土の単層で、砂礫等の混在はほとんど認められず、遺物の出土も無い。

この溝は、調査区の中央を通る農業用の水道管

（現在は使用されず）の埋設構により、先端が失われている。

#### ⑥ S D 9

調査区の北端付近に位置する。幅3m、深さ0.4mでS D 15に次ぐ規模を持つ。溝の方向はN90° Eである。

断面形は歪な逆台形で、南側の掘方がなだらかかな傾斜であるのに対し、北側は切り立っている。

堆積土は4層認められた。層序は堆積順にIV層→III層→II層→I層で、全体的に地山に含まれる花崗岩系の小礫が混在している。

堆積土は、北側（S D 9側）からの流れ込みが南側からのものより多量に存在する。S D 9に限定して言えば、この堆積方向の偏りを溝の「掘り直し」と位置づけることも可能かも知れない。ただし、幅の広い溝における堆積土の流入方向の偏りは、S D 15でも認められる。これは流入方向が、対となつて存在する幅の細い溝（S D 16）側からである点においても共通するもので、対となる幅の狭い溝との間に盛土的なものが存在した可能性が考えられる。

出土遺物はない。

#### ⑦ S D 10

S D 9の北側に位置する。規模は幅0.92m、深さ0.48mと小規模であるが、溝の方向はN86° EでS D 9にほぼ並行する。また、第5調査区のS D 14のは延長線上にある。

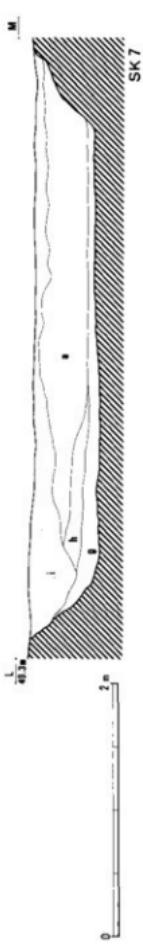
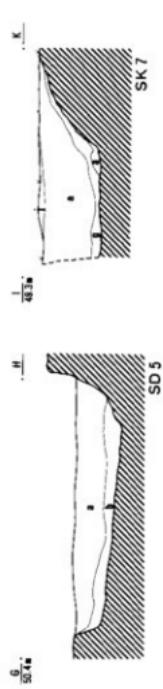
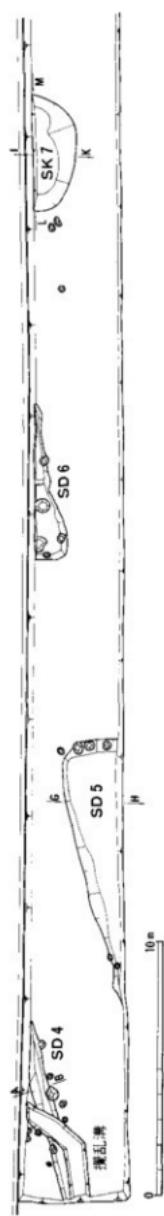
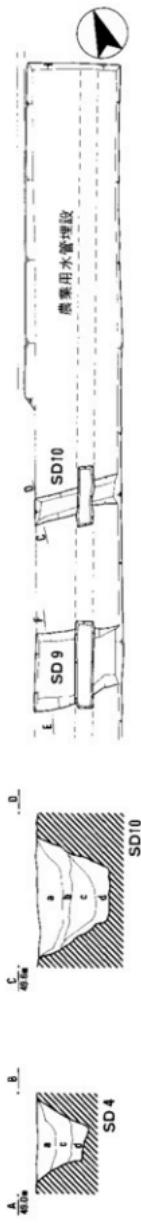
S D 9~S D 10間の距離は、隣接する溝内法で4~4.8m、溝の芯~芯間で6~6.2mである。溝の断面は逆台形である。溝埋土は4つに分層が可能であり、堆積順にd層→c層→b層→a層である。

## 5. 遺物

調査区周辺の畠地には多く瓦が分布するが、特に第5調査区以南で分布が濃い。畠地に分布する瓦は、しばしば農作業の妨げとなり、農道へ投棄されていた。ただし土器類の分布は全く見られず、今回の調査においても出土しなかった。

### (1) 丸瓦（1・2）

1は玉縁式丸瓦で残存長32.4cm、筒部長29.5cm、筒部幅13.3cm、玉縁部残存長2.9cmである。凸面は縄目叩きした後、不定方向の撫でによる調整を施す。凹面は全面に布目が見られ、粘土板のつなぎ目痕が残る。



第14図 第6調査区遺構実測図(1:200)

第15図 SD土層断面実測図 (SD5・6・9・10・14, SK7) (1:40)

玉縁部は筒部と一体で、粘土の張りつけによる段の形成を行っている。側面の形成は左右で異なり、分割破面の有無が認められる。

2は玉縁部を欠きその有無は判然としない。筒部残存長は24.3cm、筒部残存幅は13.2cmである。凸部には横方向の丁寧なヘラ削りによる調整が成されている。凹面は、粘土板を切り取る際に生じた糸切痕と共に布目が残る。また型の模骨痕と思われる縱方向の溝（幅約5mm）が見られる。

側面は、片側がおよそ2分の1残存し、分割破面が残る。

## (2) 平瓦（3～5）

製作技法は判然とせず、布目痕残存の有無など細部に相違点がある。1～2は曲率が強い点で共通する。

3は狭端幅30.4cm、残存長28.6cm、厚み3.2cmである。凹面は狭端面を下にして左から右への糸切り痕が見られる。凹面の側面側端部に縱方向の削りが4cm幅で認められる。また撫で調整は部分的なもののが各所で見られ、特に両側面に近い部分で、強い縱方向の撫で調整が施されている。

凸面は、狭端面を下にして右から左への糸切り痕が見られる。繩目叩きも存在するが、部分的なもので全体には及んでいない。また「上」の文字を記した押印が一か所存在する。これは円形のスタンプに文字を陰刻し押したものと考えられ、凸面上で直径2.5cmを計る。

側面は、狭端面を下にし、上から下方向への削り

を施し、また片方だけ凹面側を面取りしている。この場合の切取方向は、側面と同じで上→下である。端面は狭端面のみ完存し、削りによる調整が見られる。削りの方向は、凹面を上にして右から左である。

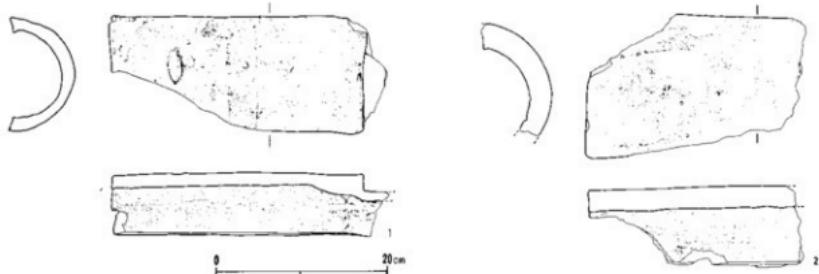
4は広端幅31.0cm、残存長24.4cm、厚み2.6cmである。凹面は狭端面を下にして右から左への糸切痕が見られ、ほぼ全面に布目痕が見られる。凸面は、凹面とは逆方向の糸切痕が残り、ほぼ全面に繩目叩きが施されている。また文字は判然としないが、凸面の中央付近に円形のスタンプによる押印がある。このスタンプは、(3)の平瓦のものとは異なり、文字の周りをさらに円が取り巻くものである。直径は4cm、文字を取り巻く円は直径3.2cmで、スタンプは陰刻である。

側面は、狭端面を下にして上から下方向への削りを、凹面側に面取りをそれぞれ施す。完存する広端面には削りが見られるが調整は粗雑である。

5は残存幅14.6cm、残存長15.9cm、厚み2.2cmである。凹面は布目痕を横方向に撫で消し、さらに側面側を3.5～4cm幅で削っている。また粘土のつなぎ目と考えられる箇所が存在するが、判然としない

凸面は、不明瞭であるがわずかに糸切痕が見られる。部分的に削りや指による撫で調整が行われているが粗雑で、繩目叩きが残る。側面側に1.5～2cmの面取りがある。

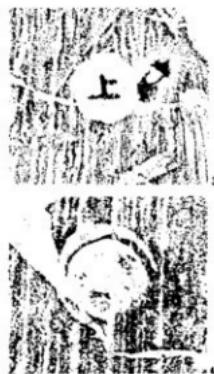
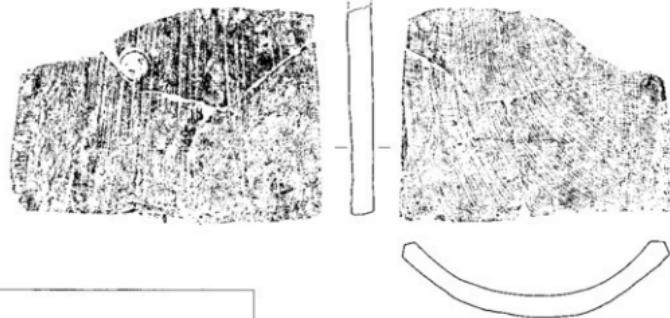
側面は、凸面の面取りにより多く失われ、1cm程度の幅である。削りが施されている。端面は、凹面を上にして右から左への削りが成されている。



第16図 出土遺物実測図（1:6）丸瓦

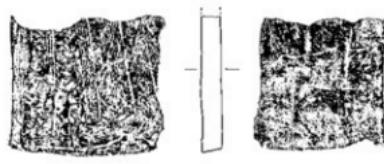


3



第18図 押印拓影 (1:1)

第17図 出土遺物実測図・平瓦 (1:6)



## 6. 結語

本項では、調査成果をもとに伊勢国府の地割り溝について述べ、方格地割の想定を行いうるものとする。

なお文中で述べる溝と溝の間隔は、断りの無い限り、全て溝芯一芯間で計測している。また、溝の方位は遺構の保存状況を加味し、平均的な数値を採用した。

### (1) 溝の分類

2ヵ年にわたる調査において、全17条の溝を検出した。その内の14条については、東西または南北の方向性を著しく意識して構築されたものと考える。

溝は、その深さがおよそ0.5m前後と一樣であるが、幅に関しては0.3~3.0mとその数値にひらきがある。これら溝の規模は数値の偏在と方向性から3種（I類~III類）に大別が可能である。

#### ① I類 [区画側溝]

幅が1m前後もしくはそれ以下のもの。東西または南北の方向性を有する。

#### ② II類 [区画内掘]

幅が2mを上回るものである。I類と同様に東西または南北の方向性を有する。

#### ③ III類 [非区画溝]

溝幅の計測値に関してはI類に該当するものであるが、方向性がN30°~52°Eと規則性に欠けるものである。また溝の埋土の堆積状況についてもI・II類とは性格が異なっている。

III類に該当する溝は、北からSD3・19・18であり調査区をこえて一連のものである可能性がある。

### (2) 溝から区画へ

#### ① I類の溝による区画構成

東西 第2調査区のSD2と第3調査区のSD11は同一ライン上に存在し、これは第5・6調査区におけるSD14・10のラインと平行関係にある。両者の間隔は124mである。

SD14・10ラインの延長は、調査区外に残存する土壁aの北側裾を通る。

南北・第2調査区のSD1は第5調査区のSD17と、また第4調査区のSD12は第6調査区のSD4と同一ライン上にある。SD1・17ラインとSD12・4ライン間は120mである。

また、第4調査区のSD13は、SD12・4ラインと

調査区	遺構	分類	方位	調査区	遺構	分類	方位
第2区	SD1	I類	N4°W	第3区	SD11	I類	N84°E
第2区	SD2	I類	S84°E	第4区	SD12	I類	N4°W
第2区	SD3	III類	N52°E	第4区	SD13	I類	N4°W
第6区	SD4	I類	N4°E	第5区	SD14	I類	N84°E
第6区	SD5	II類	N5°E	第5区	SD15	II類	N5°W
第6区	SD6	II類	N8°E	第5区	SD16	I類	N3°W
第6区	SK7	—	—	第5区	SD17	I類	N4°W
第6区	SD8	III類	N90°E	第4区	SD18	III類	N30°E
第6区	SD9	II類	N90°E	第3区	SD19	III類	N52°E
第6区	SD10	I類	N86°E				

第3表 溝分類表

132mの距離を持つ。

I類の溝を単位で延長及び交差させることにより、一辺約120mを基本とする方格地割が想定される。

## ② II類の溝による区画構成

東西 第5調査区のSD15は第6調査区のSD9と同一ライン上に存在するが、SD15が調査区内において南へ屈曲していることから、連続するものではないと考えられる。

南北 SD5・6は第6調査区内で途切れているが、ほぼ同一ライン上に存在するものである。SD6の北方への延長は、調査区外にてSD9に向けて90°屈曲すると考えられる。これは、SD15の例から窺えるものである。

## ③ I類・II類の相互関係

I類の溝とII類の溝とは、互いに並行関係にあり、現在のところ直交するケースを考えさせる資料はない。

SD15の東方への延長は、先述のように残存する土壠aの南裾を通過する。先に述べたとおり、SD14は土壠aの北裾を通過するから、土壠aはSD14とSD15に挟まれて存在していたと考えられる。つまり、I・II類の並行する溝の間には土壠が存在していたと考えられる。このケースを他の部分に当てはめると、SD10(I類)とSD9(II類)、SD4(I類)とSD5(II類)そして、SD16(I類)とSD15(II類)の例が挙げられる。

I類の溝で区画される基本単位は、内側に土壠を伴い、さらに内側にII類の溝を巡らしていた可能性がある。I・II類の溝間は5~6mで、II類の溝で形成される区画は一辺108~110mと推定される。

## (3) 区画と道路

SD17はI類の溝であり、方格地割の基本単位(東側一辺)を成すものである。この溝の東側にはSD16が、SD17と同じ方向をもって存在している。相互間の距離は12mである。

SD16はII類のSD15と共に、方格地割の基本単位を成している溝であることから、SD17⇒SD16間は区画の狭間にあり、道路と推定される。

方格地割の1区画の周りに幅12mの道路が存在し

たとすると、SD5・6がつながらず、途切れている点も理解し得る。SD6の南側先端はSD10・14ラインから58m地点に、またSD5の北側先端はSD10・14ラインから65m地点にあたる。SD5・6間の距離は7mあり、方格地割の一辺の中央地点(60m)はこの間に含まれる。溝の切れ目は同時に土壠の切れ目でもあったと考えられ、「通路」として機能していた可能性がある。仮定に過ぎないが、「通路」であれば区画の四方に存在していたかも知れない。

SD17・16間の12mをもって、道路を想定したが、問題点も挙げておきたい。

まず、SD17の北方への延長がSD1となるのに対し、SD16は第2調査区内に対応する溝が存在しない。SD17・16の関係からすれば、SD1東側12mの位置(第19図イ地点)にSD16の延長となる溝が想定されるのである。

また、同じケースはSD12・4ライン西側にも認められる。区画の周囲に道路が存在したとすれば、SD12・4ラインの西側にも12mの距離をもってI類の溝が存在してしかるべき(第19図ロ地点)である。ただ、この場合はSD12とSD13の距離が132mであり、I類の溝で区画された基本単位が既に道路分の12mを含んでいることを注目しておきたい。

SD10・14ラインの北側12mの位置(第19図ハ・ニ地点)についても、I類の溝は存在しなかった。

## (4) 区画から方格地割へ

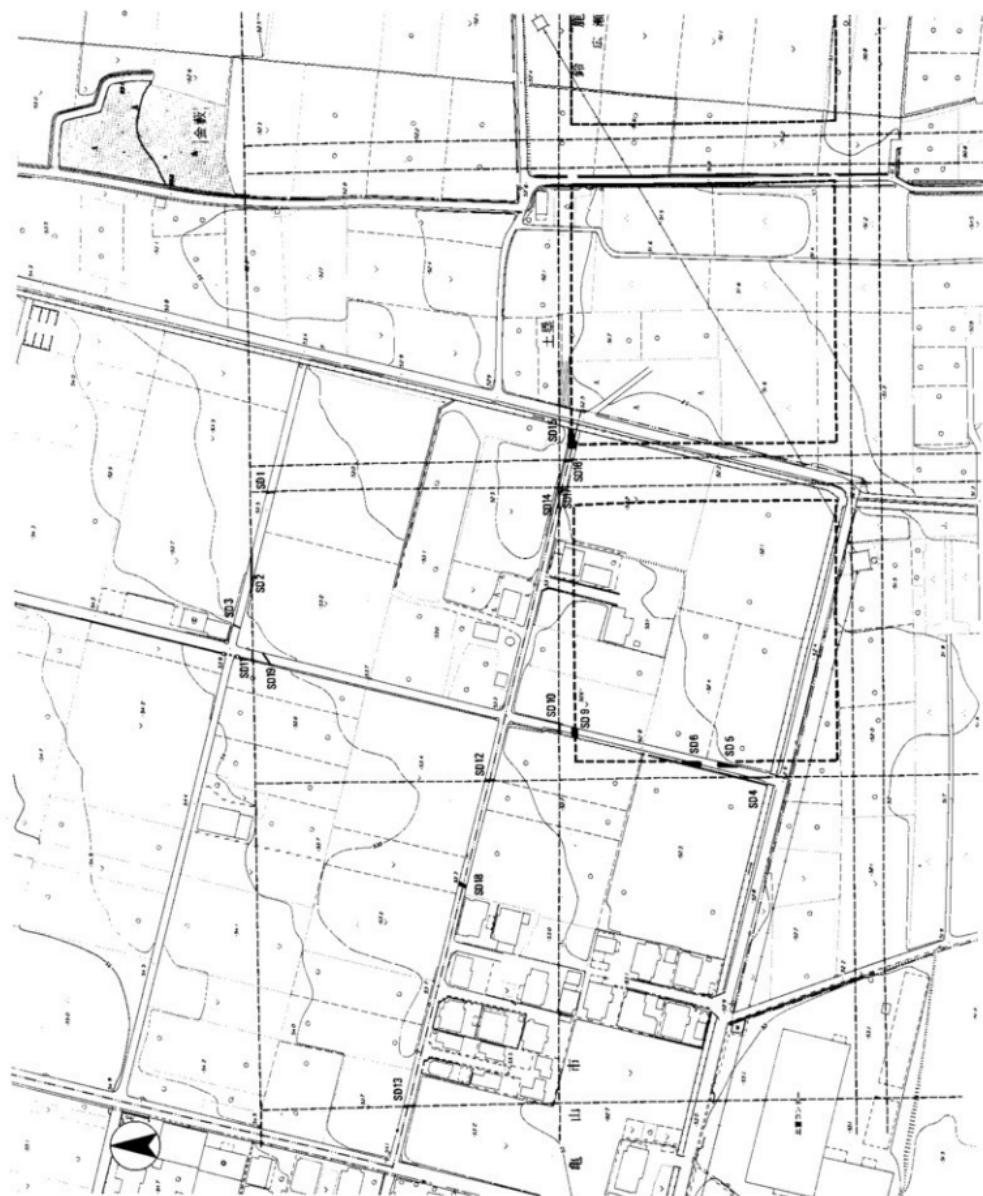
一辺120mのI類の溝で囲まれた区画を基本的単位とし、原則的に幅12mの道路が区画間に配されたとして方格地割の想定を行った(第20図)。

### ① 残存土壠との関係

長者屋敷跡<sup>①</sup>には、現在3ヶ所の土壠(a~c)が残存しているが、地割の復元を行った結果、これらの土壠が全てI類の溝の内側におさまることが判明した。

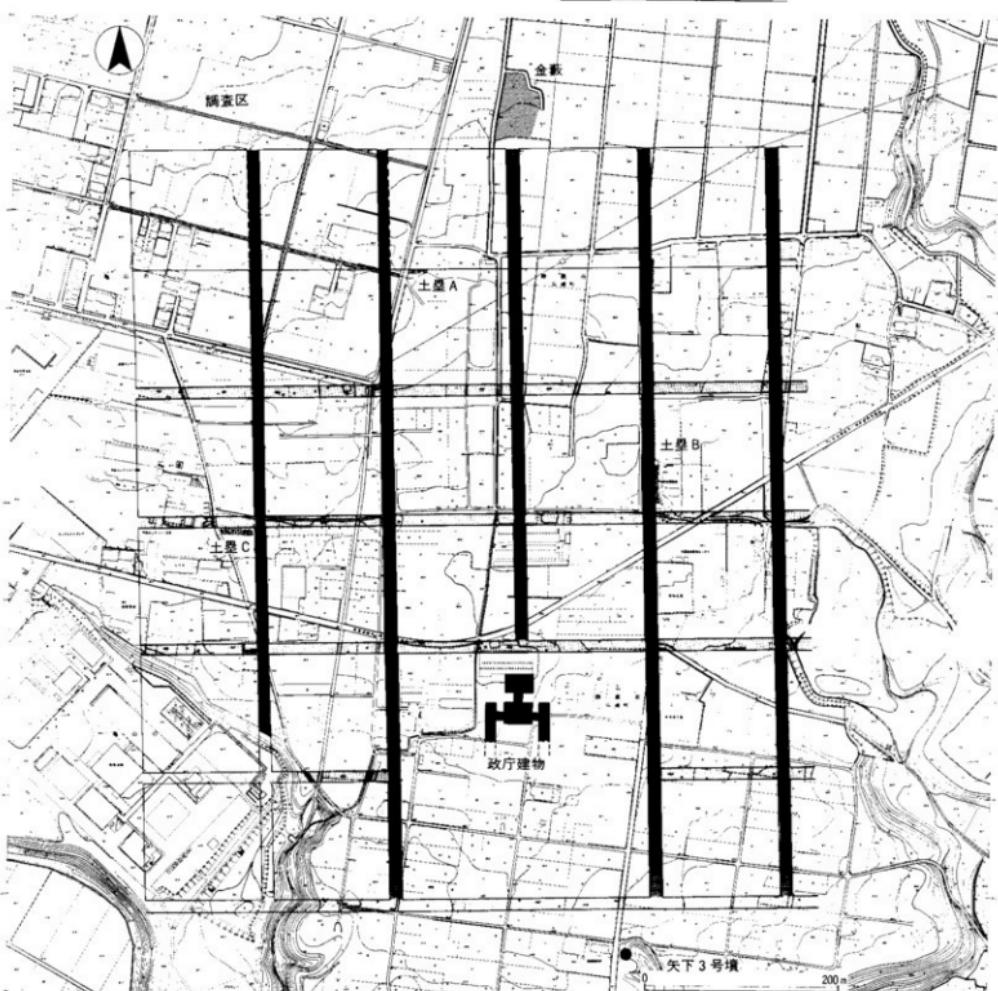
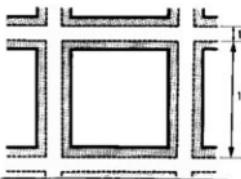
### ② 「金蔵」<sup>②</sup>の存在

政庁と南北関係にある「森」で、2基の円墳が存在する。また長さ1mほどの石があり、かつてこの地に住んでいた「長者」が、村が困窮した折に用いるように財宝を埋めたとの伝承や、後健命が腰をか



第19図 遺構配置図及び方格地割想定図 (1:2,500)

区画プラン模式図



第20図 方格地割想定図 (1:5,000)

けたとの言い伝えが残る。旧社地ではなく、信仰の対象ともなっていないが、ある意味で「聖地」との位置づけができる。

S D 1・11ラインの延長は、この「金蔵」の南を通る。

### ③ 畦畔の方向性と瓦の分布域

付近には東西及び南北をとる畦畔が多く残っているが、この畦畔の方向が方格地割を形成する I・II 類の溝と合致している点に注目する。特に道路 A-A' は、東西方向に延びる道で、土壠 c の北側に想定する 12m 道路とはほぼ同じ位置を通り「名残」であると考えられる。道路 A-A' の北側は、付近でも特に瓦の分布の密な範囲である。

現在、県道辺法寺加佐登停車場線以南については東西を意識した畦畔はあまり残っていない。しかし、昭和 20 年に撮影された航空写真<sup>(9)</sup>（写真図版 1）によると、台地の先端付近まで東西方向の畦畔や南北道路が存在していたことがわかる。なかでも政府跡から南に向かって直線に延びる道路は、舌状に張り出す台地の先端まで達していた。政府の中軸線を通る「大路」的な道路である可能性があり、注目される。

長者屋敷遺跡は、瓦の分布とともにその遺跡範囲が推定されているが、分布範囲は概ね東西及び南北方向の畦畔・道路が存在していた範囲と合致することを指摘しておきたい。東西及び南北方向の畦畔・道路が見られる範囲は、いわゆる「広瀬野」のうちの台地南端付近のみに限定されるもので、北から西に広がる同じ台地上でも、その存在は認められない。

### ④ 方格地割の構成と範囲

一辺 120m の I 類の溝で区画される単位は、東西に 6 区画以上、南北方向に 6 区画を想定する。これは「金蔵」と政府建物を結ぶ 12m 道路を中軸として東へ 2 区画以上、西に 3 区画以上の存在を考えたものである。また中軸道路を挟んで存在する東西 1 区画の内、南端からの 2 区画を政府域と推定する。これは近年の調査で政府建物が近江国府と同じプランであることが判明し、脇殿が南北方向に長く想定されることに因る。

### ⑤ 北限

方格地割敷設範囲の北限は、「金蔵」を以て限りと考える。これは、第 1 調査区において S D 12・4

ラインの延長が存在しない点、また、政府の真北に位置する「聖城」を越えて区画が存在しない点を根拠とする。

「金蔵」が「聖城」として位置づけられるに至った黄金伝説は、同所の円墳の存在に起因していると思われる。古墳の存在は区画の北への拡大を否定するものである。方格地割営に際し、改葬されたものである可能性も指摘しておきたい。

瓦の分布についても「金蔵」を北限としている。

### ⑥ 南限

「金蔵」から南へ 6 区画、加えて南端において存在する東西道路を含め南限とする。これは台地の先端という土地条件（この設定以南において 1 区画以上の設定は困難）、さらに瓦の分布が政府建物以南において著しく疎になる点を根拠とする。

また、政府建物から南東方向約 250m に矢下 3 号墳が現存<sup>(9)</sup>することから、方格地割の南限はこの古墳を越えないと考える。

東西及び南北を示す畦畔・道路は、台地の先端まで存在していた。このことから、政府建物から延びる中央道路は、「金蔵」と政府建物を結ぶラインの延長として、台地の先端へ直進し、さらには台地下方の東海道と接続していた可能性がある。

### ⑦ 東限

台地上の平坦地が、開拓された谷筋によって制約を受けるのは、東西及び南北を示す畦畔・道路が姿を消す位置と概ね符号する。また瓦の分布もこの範囲内に見られ、以東においては、ほとんど確認されていない。以上の点から中軸道路から 2 区画をもって東限と想定する。

ただし、後述する西限のラインを考慮するならばプランとしては 3 区画の広がりを有していた可能性は充分考えられる。

### ⑧ 西限

「金蔵」と政府建物を結ぶ中軸道路から 3 区画をもって西限と考える。瓦の分布を中心に想定したものであるが、東西及び南北を示す畦畔の連続性からかんがえるならば、更に西方向への拡大も考える必要がある。調査においても、第 4 調査区において S D 13 (1 類) 検出したことにより、拡大の可能性は否定できない。

中軸道路より3区画目には土壙bが存在し、区画の存在は有力である。しかし、第4調査区においては、S D12に対応し、12m道路を形成するはずの溝（第19図 口地点）が存在せず、土壙の存在を物語るII類の溝も検出できなかったことから、施工された箇所とプランのみが存在した箇所が部分的にあつたと考えられる。

#### （5）方格地割の存在意義と問題点

国府における方格地割の存在は、旧来より多く研究者によって議論がなされ、現在においては、その存在について否定的に考えられている。主要官衙や館等の区画、道路の存在、整備された空間の存在は考えられるが、それは「方八町といつた当初計画に基づく」ものではないとされている。

しかし、方格地割実在の可能性を補強する幾つかの事例が存在することも確かである。

伊勢国府の方格地割の基本単位は120mであるが、これは400尺であり、三重県多気郡明和町に所在する斎宮跡の方格地割と酷似する。斎宮の場合は、東西7区画、南北4区画であり、長者屋敷遺跡とは全体規模が大きく異なる。ただし、内院の位置は区画の南側に位置し、長者屋敷遺跡における政府の位置が南偏する点とも共通する。

#### 注

- ① 長者屋敷遺跡については、藤岡龍二郎「歴史地理的にみた鉢鹿市広瀬台地の初期歴史時代遺跡群」（『歴史と美術』279号、1957年）にはじまる様々な調査・研究がある。今回の報告は、特に方格地割実在の可能性についてのみ述べ、古墳・墓物の構造や時期、さらには軍団設置の有無などについては触れていない。これは方格地割の時期が確定せず、多くが推測に止まるためである。
- ② 「高浜廻村誌」明治40年、及び『鉢鹿市史』第1巻（鉢鹿市教育委員会 昭和55年による）。「金蔵」の円筒2基（双円筒とも考えられている）は、建物の基礎の可能性もある。また、残存する石についても礎石を想定できなくもない。ただその場合、「金蔵」をもって北限とする考え方を否定せねばならず問題を残す。
- しかし、この「金蔵」を、平城京における「松林苑」の存在と位置付けるならば、建物の存在や非日常的空间と成りえた点もうなづける。ひとつの仮説として述べておく。
- ③ 村山邦彦「鉢鹿市広瀬長者屋敷遺跡の研究」（『古代学研究』128古代学研究会、1992年）。以下、瓦の分布については本研究を参考にしている。
- ④ 昭和21年鉢鹿東米草撮影の航空写真による
- ⑤ 阿部義平「国府の類型について」（『国立歴史民族博物館研究

一方制度史的にみると、伊勢国司は斎宮寮頭と兼務しており、造営時において同様の企画が用いられた可能性は充分に考えられる。

問題点としては、まず政府建物と地割の方向に約4°のずれが生じていることがあげられる。これは政府建物と地割の施工に時期差がある点を意味するものである。政府建物は建築後早期（8世紀代）に移転した可能性が指摘されている。方格地割の施工時期は、土器の出土が皆無であることから判然としないが、方格地割の敷設プランは、溝の芯一芯間の計測による平安京の造営パターンであり、建物より年代が下る。政府建物と方格地割のいずれが先行するのか、現段階では判然としない。

伊勢国府は、自然災害による建物の倒壊がしばしば起こったようで、『続日本紀』天平神護2年9月5日条に見られる風害の記事のほか、『伊勢国飯野荘大神宮勘注』に「（前略）此國遭去貞觀十六年大風暴雨、國府官舍皆悉顛倒之間、文書多致腐損失也（以下略）」と見え、幾度か建物の建て替えが行われた事実が窺われる。

鉢鹿川南岸の鉢鹿市国府町への国府移転時期をも含め、伊勢国府研究の大きな課題と言えよう。

（宇河 雅之）

報告』第10集、国立歴史民族博物館 1976年）。

⑥ 『鉢鹿市遺跡地図』（鉢鹿市教育委員会、1987年）。

⑦ 台東櫛に東海道が存在した可能性については、「位置と環境」において若干述べている。

⑧ 木下良「国府の周郭と方格地割について」（『国立歴史民族博物館研究報告』第20集、国立歴史民族博物館 1989年）。また阿部義平氏も「同書」の「遺跡からみた国府一方形方格の古代地方都市は存在したか」において述べている。

⑨ 吉水康夫「宮跡の古代道路」（『季刊考古学』46号 1994年）。大川勝宏「第103次調査」（『史跡斎宮跡 平成5年度発掘調査報告』斎宮歴史博物館 1994年）。

⑩ 藤原秀樹・新田剛也「伊勢国分寺・国府跡2」（鉢鹿市教育委員会1996年）。

⑪ 井上和人「古代都城地割再考」（『研究論集四』奈良国立文化財研究書学報 第41冊 奈良国立文化財研究所 1984年）。

⑫ 『続日本紀』天平神護2年九月戊午条に「物。比見伊勢夷廣等國業。為風被損官舍數多。非但毀頽。亦亡人。（以下略）」とある。

⑬ 『古宮堂所藏文書』（『平安文書』233号）所収



極東米軍撮影航空写真（垂直写真）



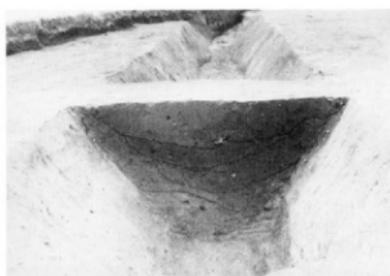
第2調査区全景（西から）



S D 2 と金蔵（西から）



S D 1 （南から）

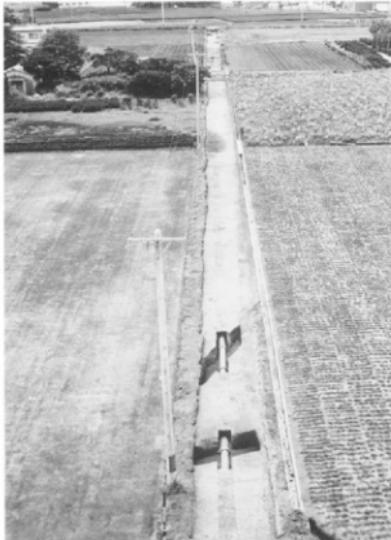


S D 2 土層断面

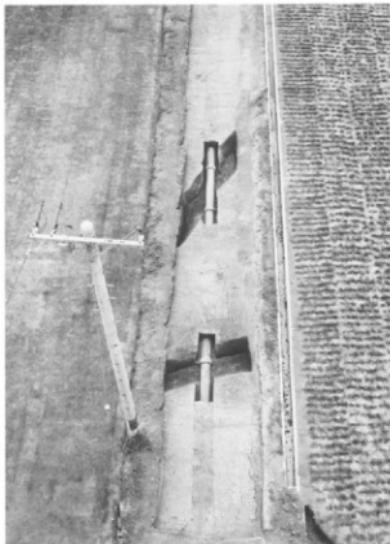


S D 1 土層断面（南から）

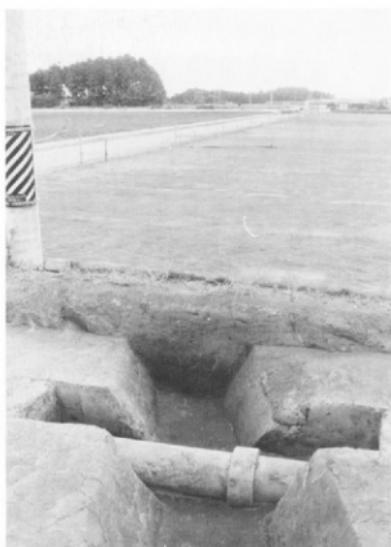
写真図版 3



第3調査区全景（北から）



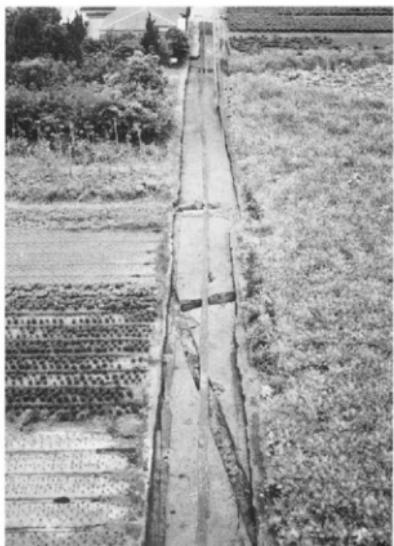
S D11・19（北から）



S D11と金蔵（西から）



第4調査区西侧（東から）



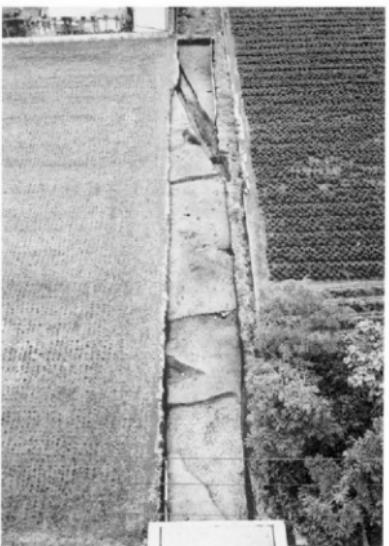
第4調査区東側（東から）



S D12（南から）



第5調査区全景と残存土壙a（西から）



第5調査区全景（西から）

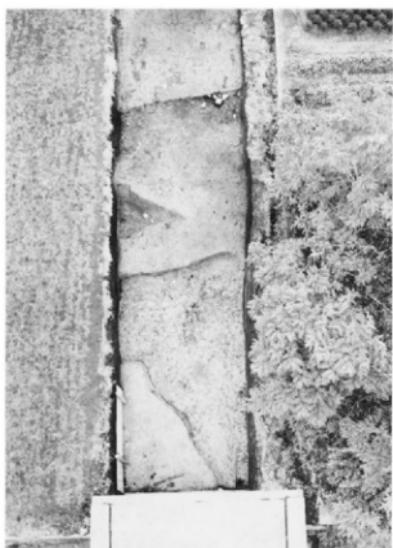
写真図版 5



S D15・16遺構検出状況（西から）



S D15土層断面（南東から）



S D15・16（東上空から）

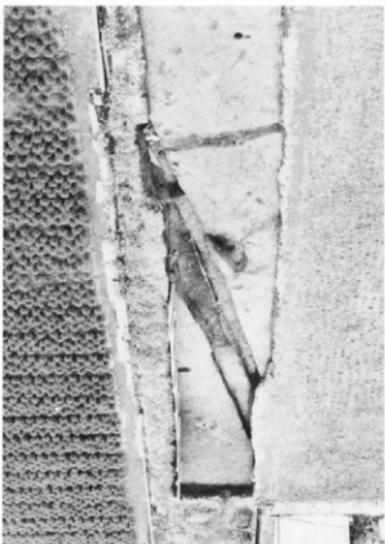


S D14（東から）

S D14・17 (東上壁面6)



S D14・17 (東上壁面6)



S D14・17遺構検出状況 (東面6)





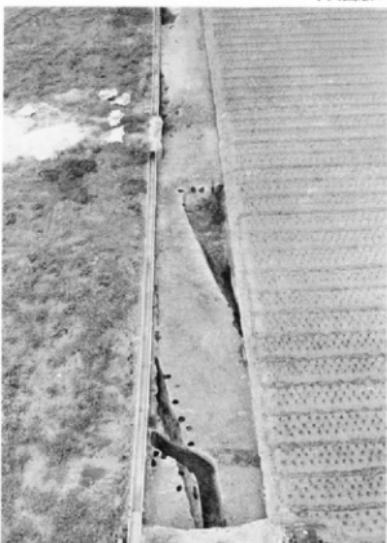
S D14 土層断面（西から）



S D15 北壁土層断面（西から）



第6調査区全景（北から）



写真図版25 SD 4・5・6（南から）



第6調査区全景（南から）

写真図版 9



S D 9 土層断面（東から）



S D10 (東から)



平瓦 3



平瓦 4



九瓦 1

平瓦 3 押印

### III. 峰城跡八幡地区

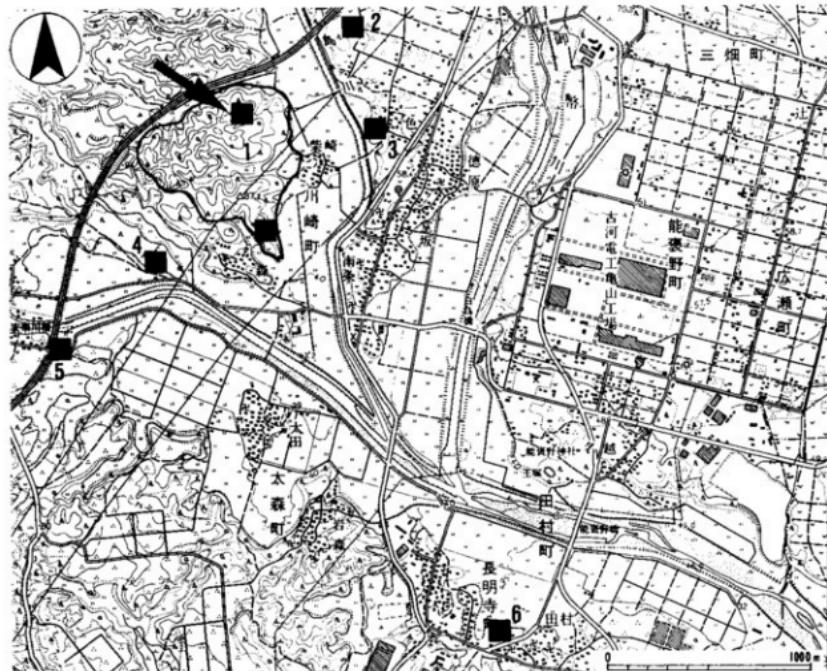
#### 1. 位置と環境

峰城跡八幡地区(1)は、行政上は龜山市川崎町大字柴崎字八幡に所在する(第21図)。龜山市の北東部を流れる鈴鹿川の支流八島川・安楽川にはさまれた丘陵北端部の南斜面に位置し、標高は約74mである。現況は山林で、南に向かって傾斜する。東方を龜山と員弁とを結び近世には巡見道と呼ばれた街道が、西方を龜山と近江を結ぶ安樂越が通る。周辺には各地代の遺跡が多く存在しているが、ここでは峰城(1)が機能していた時代を中心に述べたい。

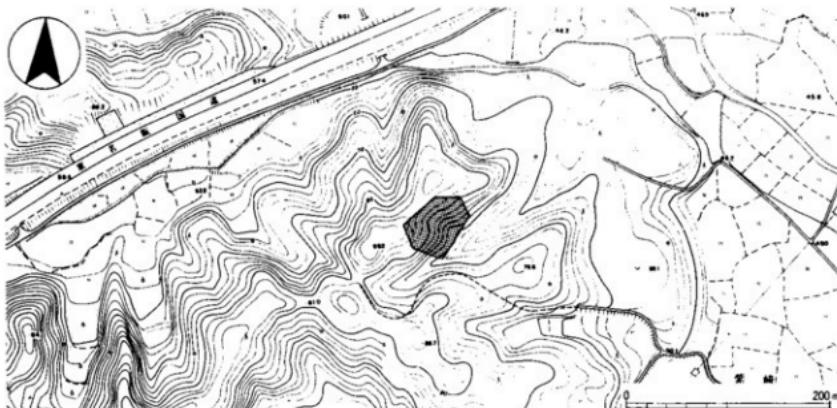
室町～戦国期を通じて鈴鹿郡北東部に勢力を持つ

ていたのは関氏であった。当時、関氏の一族は、関氏を中心に神戸・峯・加太・国府氏が血縁的な結びつきを持って「関一揆」と呼ばれた。はじめは一族一揆の結果を保っていたが、のちに各一族は宗家の関氏から独立し別姓を称した。

正平2年(1367)、関四郎盛忠(のちに盛政)の五男関政実は、川崎に峰城を築き峯越前守と称した。峰氏は安楽・八島・御幣川流域に割拠する在地領主を支配し、それらが居住する荘園・御厨の神宮神税を沙汰し、代官職等を獲得した。また、神宮から勢



第21図 調査区及び周辺の中世城館位置図 1:25,000(国土地理院「龜山」1:25,000より)



第22図 調査区位置図 1:5,000(亀山市都市計画図より)

力地を知行として認められ、次第に勢力を拡大していく。峯氏は、歴代領主によって受け継がれていゝ間に、関・神戸氏と共に近江六角氏の影響下に置かれたこととなる。しかし、永禄11年(1566)の織田信長の伊勢攻略により関氏一族は神戸(織田)信孝に属し、織田氏の領国支配体制のもとに置かれることとなる。

天正2年(1572)、長島一向一揆との戦いで峯八郎四郎盛祐が戦死すると一族は峯城を移され、新たに岡本良勝(宗憲)が峯城主に封じられた。天正11年(1581)信孝と羽柴秀吉が対立すると、峯城は秀吉と対立する滝川一益により陥落し、岡本氏に替わって滝川義太夫が入城した。秀吉は大軍を率いて峯城を攻め、数か月の包囲のち陥落させ、織田信雄の家臣の佐久間正勝を城主とした。しかし、翌年(天正12年)には信雄と秀吉と対立が深まり、秀吉は蒲生氏郷・関長門に命じて峯城を落城させ、以後峯城は廃城となつたといふ。

城の中心部は、現在の森集落の北東、標高約70mの南北に伸びる丘陵上に位置する。中央に主郭を持つ3つの郭から構成され、主郭は幅20m前後、高さ約5mの土塁を北・西・北西の三方に巡らせる。この土塁に囲まれた90×140mの平坦地は本丸といわれ、西側土塁の中央近くの一段高いところが天守跡と伝えられている。本丸南側の一段低いところには、

二の丸と呼ばれる削平地が残る。また、主郭の北側には大きな空堀で隔てた郭があり、大きな土塁で北西の守りを固めている。虎口は柴崎集落へ延びる緩斜面に存在する。また、柴崎集落付近には「殿町」という字名も残り、付近に居館等が立地した可能性も指摘できる。亀山地域では、亀山城に次ぐ規模をもち、昭和44年に県史跡に指定された。

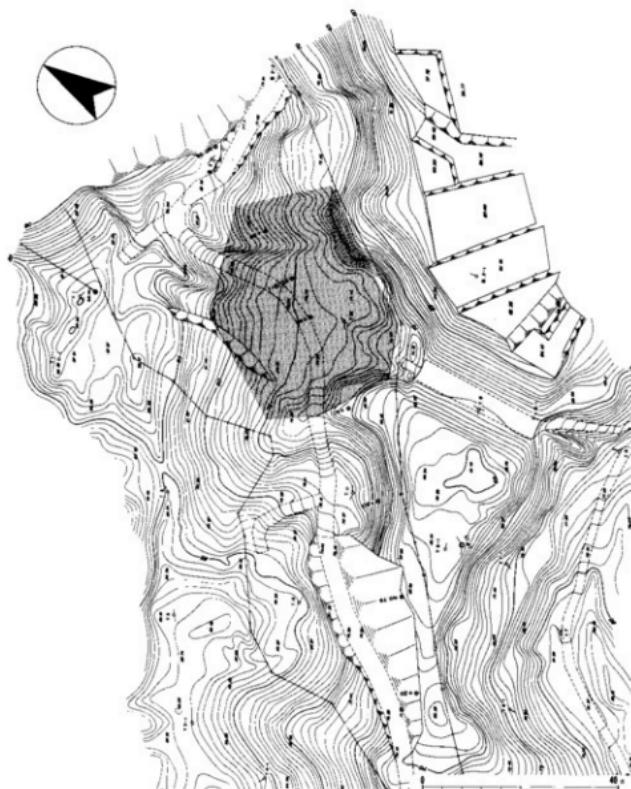
周辺には、多数の城館が存在している。東方の河岸段丘上に青館跡(2)、古城城跡(3)、西方の丘陵上に落山城跡(4)、南西方向の丘陵上に野元坂館跡(5)、安楽川と八鳥川の合流点南方の丘陵上に山尾氏館跡(6)がある。これらの築城時期などは判然としないが、その配置から峯城の支城的な性格が強かったと考えられる。

今回の調査地は、平成7年度広域営農団地農道整備事業(北勢南部地区)の事業回答を受けた当センターが分布調査した際に発見した。工事に伴いその部分が削除されることが判明したため、本調査が行われることとなった。

調査区は、東西約35m、南北約40mの範囲で、丘陵部北端から北東方向に派生する尾根の南斜面に位置する平坦面と堅壠状の谷を中心に設定した。調査は平成7年5月8日から同月31日に終了した。最終的な調査面積は1,400m<sup>2</sup>であった。

No.	遺跡名	所 在 地	時代	規 模	立地	備 考
1	峯城跡	亀山市川崎町森字茶崎、伴正寺	室町	140×300m	丘陵	昭和44年県指定史跡 郭・土塁・空堀・天守台・井戸
2	青館跡	亀山市川崎町字青	室町	230×280m	台地	土塁
3	古城跡	亀山市川崎町川崎一色字野畠	室町	70×120m	台地	郭・土塁・空堀
4	落山城跡	亀山市辺法寺町字綱中	室町	120×120m	台地	土塁・井戸
5	野元坂館跡	亀山市辺法寺町字野元坂	室町	180× 90m	台地	郭・土塁・空堀・溝・土坑・掘建柱建物跡 1969年調査
6	山尾氏館跡	亀山市田村町字奥条、中尾	室町	125×100m	台地	土塁・空堀

第4表 周辺の中世城館一覧



第23図 調査区地形図 1:1,000

## 2. 遺構と遺物

土層の基本序層は、第1層=腐食土、第2層=表土、第3層=淡黄褐色砂質土となる。遺構検出面は第3層上面とした。遺構検出面までの深さは10cm前後である。地質は脆く、地形的にも土砂は絶えず流出していたと考えられ、遺構の保存状態はよくなかった。

調査区内には、人工的に作られたと考えられる平坦部が存在する。その規模は、東西約24m×南北約

26mの規模を持ち、南東方向には張り出し状の地形（東西約10m、南北約8m）が認められる。また、その南側には通路状の緩斜面（幅約4m、長さ約6m）が存在し、谷筋をまたぎ土橋状の堤へと延びている。建物跡等は発見できなかった（第24図）。

また、遺物の出土も認められず時期及び性格を言及する資料は得られなかった。

## 3. 結語

今回の調査では明確な遺構は確認できなかったが、付近の尾根筋や丘陵端部には土塁や堅堀などが存在し、丘陵全体に峯城防衛のための何らかの施設が点在していたと考えられる（第25図）。そこで、以下本章では、峯城跡一帯の防衛体制について述べていきたい。

調査区すぐ南側の小さな谷筋を挟んだ丘陵の頂部には、土塁を巡らせる土壙が存在する。この丘陵の東端部には、水田と約10mの高さをもち土塁を巡らせる平坦面の他、堅堀・井戸跡・土壙も存在している。また、これらの遺構は、峯城中心部とはほぼ東西にのびる大きな谷によって画されている。この谷を中心とする地域は、字名を「城谷」という。

峯城背後の防衛については、尾根続きに延びる丘陵上に堀切等の防衛対策が認められず、若干疑問が

残る。しかし、「城谷」とは別に今回の調査区北には、現在は東名阪自動車道のルートとなっている深く開拓した谷が存在する。ほぼ東西方向に延びるこの谷は、峯城本体をはじめ点在する遺構群を隔離し、一種の独立丘陵を形成している。そのような視点で見れば、峯城本体北側にも先述の「城谷」が存在し、天然の「堀切」によって防衛線が張られていたとも考えられる。したがって、今回調査した平坦面は前述した遺構群のひとつであり、峯城背後の防衛対策・立地条件等からみて、有事の際に使用したか、見張り台的な性格のものであった可能性が考えられる。

いずれにしても、はっきりした遺構、遺物が確認できず、多くを語ることは出来ない。今後の新たな発見と、多方面からの研究の進展を期待したい。

（木野本和之）

### 註

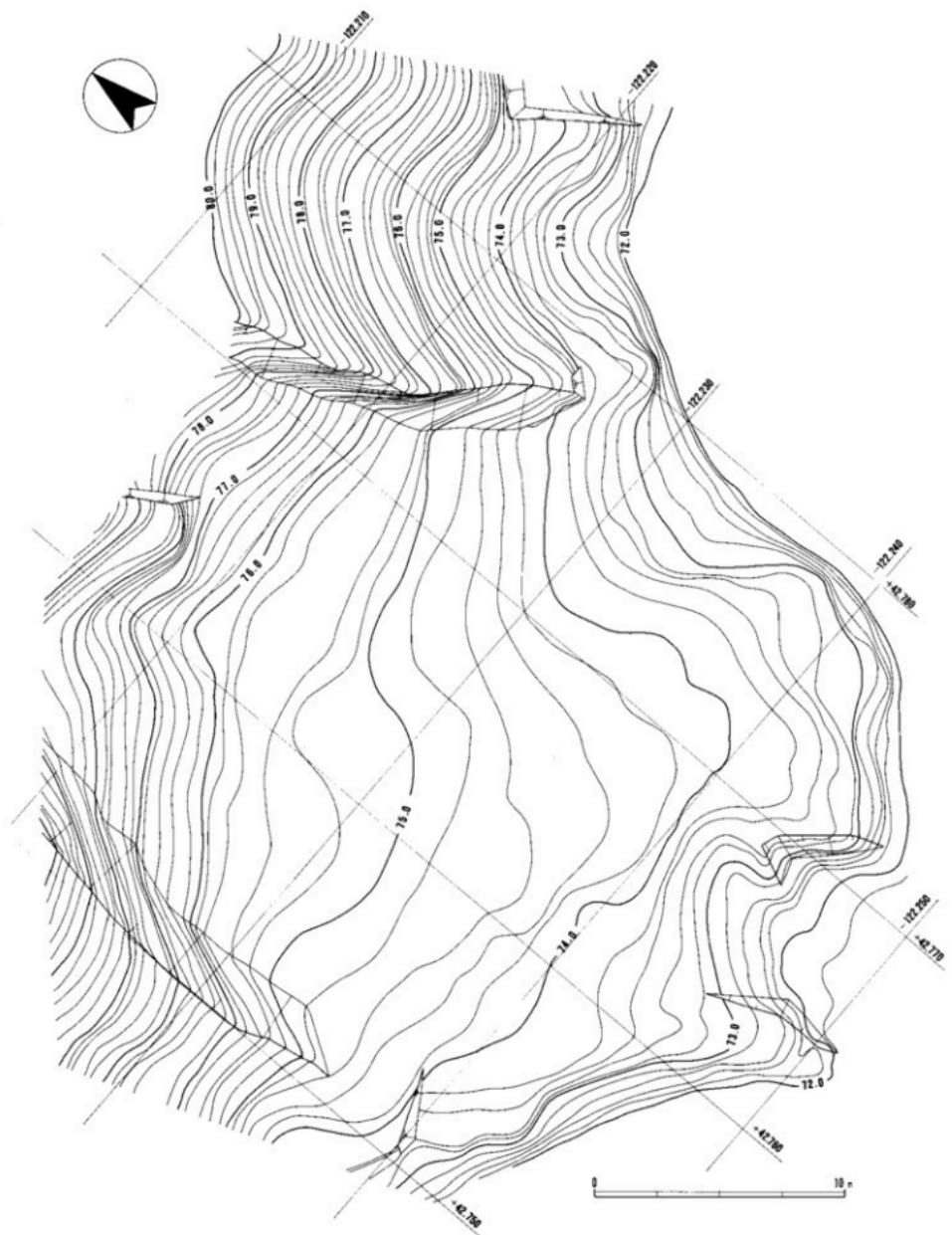
- ① 藤岡英礼「伊勢国における歴史期—鈴鹿郡峯城を中心として—」（『中世城郭研究』8 中世城郭研究会 1994）
- ② 註1文献と同じ
- ③ 『鈴鹿市史』（鈴鹿市 1980）
- ④ 小玉道明他編『日本城郭大系10 三重・奈良・和歌山』（新人物往来社 1980）によると、峯家の断絶には諸説あり、『明智軍記』等には峯信義守盛治が峯城主として健在であり、天正12年の岐阜加賀野井の戦で討ち死にし、峯家は断絶したという記述もある

るという。

⑤ 註1文献と同じ

⑥ 『三重の中世城郭』（三重県教育委員会 1976）、註1文献等

⑦ 註6文献と同じ。なお、野元坂館は1969年に東名阪自動車道建設工事に伴い三重県教育委員会によって道路敷部分の調査が行われた。（谷本鉄次「野元坂館址」「東名阪道路埋蔵文化財調査報告」日本道路公团名古屋支社、三重県教育委員会 1970）



第24図 調査後測量図（1:200）



第25図 峰城遺跡範囲に存在する遺構群 1:5,000(龜山市埋蔵文化財分布図をもとに作成)



調査前風景（真上から）



調査前風景（東上空から）



調査後風景（西から）



調査後風景（北から）

## IV. 中富田西浦遺跡

中富田西浦遺跡は、鈴鹿川の支流、芥川右岸の平坦地に立地し、行政的には、鈴鹿市中富田町字西浦に所在している。現況は、水田および畑である。

平成7年度県営は場整備事業に伴う事前調査の結果、弥生土器、山茶碗などが出土し、遺跡が存在する可能性が認められた。このため、平成7年9月18日に発掘調査を実施した。調査区は、芥川の付け替えに伴う排水路設置部分の幅1.35m、総延長96mでT字状に設定した。調査面積は、130m<sup>2</sup>であった。

層位は、上から耕作土、砂を含む暗褐色土、暗灰色土、灰色土、黄灰色粘質土、灰色シルトの順で、耕作面から深さ90~70cmで暗灰色シルトに達する。この層を検出面として遺構の検出を試みたが、遺構は全く認められなかった。灰色シルト層には若干の遺物が含まれており、この層が包含層と考えられる。

当遺跡の位置する立地と事前調査の結果から見て、遺跡が存在した可能性は否定できない。今回の調査区が芥川に最も近い部分であることから、遺跡の縁辺部にあたり、遺跡の中心は調査区の南側、鈴鹿川方向に存在していると考えられる。（船越重伸）



第26図 遺跡位置図 (1:25,000)



第27図 調査区位置図 (1:2,000)

## 報告書抄録

ふりがな	ちょうじややしきいせき みねじょうあと なかとみだにしうらいせき						
書名	長者屋敷遺跡・峯城跡・中富田西浦遺跡						
圖書名							
卷次	第1分冊						
シリーズ名	三重県埋蔵文化財調査報告						
シリーズ番号	133-1						
編著者名	宇河雅之 木野本和之 船越重伸						
編集機関	三重県埋蔵文化財センター						
所在地	〒515-03 三重県多気郡明和町竹川503番地 TEL 05965-2-1732						
発行年月日	西暦1996年3月29日						

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 ° ° °	東經 ° ° °	調査期間	調査面積 m <sup>2</sup>	調査原因
		市町村	遺跡番号					
長者屋敷遺跡	三重県鈴鹿市広瀬 町字仲土居・龜山 市能登野町字仲土居	24207	363	34° 53'	136° 29'	19940601～ 19940817	2,700	平成6・7年度開拓地整備事業業(能登野第二地区)
		24210	349	20° 50"	50°	19950605～ 19950713	1,600	
峯城跡	三重県龜山市川崎 町大字柴崎字八幡	24210	136	34° 53' 50"	136° 28' 05"	19950508～ 19950531	1,400	平成7年度広域營農団地農道整備事業(北勢南部地区)
中富田西浦遺跡	三重県鈴鹿市中富 田字西浦	24207	—	34° 52' 43"	136° 30' 45"	19950918	130	平成7年度県営は楊整備事業(芥川沿岸地区)
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
長者屋敷遺跡	官衙	奈良時代～平安時代	区画溝14条	平瓦・丸瓦		伊勢国府に伴う一辺120mの方格地割		
峯城跡(八幡地区)	中世城館	室町時代～	郭状遺構	なし				
中富田西浦遺跡	集落跡縁 辺か	不明	なし	なし				

平成 8(1996) 年 3 月に刊行されたものをもとに  
平成 19(2007) 年 6 月にデジタル化しました。

三重県埋蔵文化財調査報告 133-1

長者屋敷遺跡  
峯城跡・中富田西浦遺跡

1996.3.29

編集・発行 三重県埋蔵文化財センター

印 刷 オリエンタル印刷株式会社